

# 第五十一回国会 社会労働委員会議録 第四十三号

昭和四十一年六月七日(火曜日)  
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 小沢 長男君

理事 蔡藤 邦吉君

理事 竹内 黎一君

理事 河野 正君

理事 伊東 正義君

理事 大橋 武夫君

小宮山重四郎君

地崎宇三郎君

西村 英一君

栗山 孝雄君

大坪 保雄君

熊谷 義雄君

坂村 吉正君

西岡 武夫君

橋本龍太郎君

松山千恵子君

山村新治郎君

石橋 政嗣君

角屋堅次郎君

多賀谷眞穂君

辻原 弘市君

野原 覚君

八木 一男君

山田 虹目君

本島百合子君

谷口善太郎君

國務大臣 安井 幸一君

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

労働大臣 小平 久雄君

出席政府委員 増子 正宏君

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

総理府事務官 人事局長

(大臣官房長) 労働事務官

出席国務大臣 同日

(労政局長) 三治 重信君  
(労働基準監督官) 村上 茂利君  
(労働少年局長) 高橋 展子君  
(婦人少年局長) 有馬 元治君  
(職業安定局長) 和田 勝美君

(労働事務官) 三治 重信君  
(労働基準監督官) 村上 茂利君  
(労働少年局長) 高橋 展子君  
(婦人少年局長) 有馬 元治君  
(職業安定局長) 和田 勝美君

耻目君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として  
角屋堅次郎君、足鹿覺君、長谷川保君、八木昇君  
及び大原亨君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

労働関係の基本施策に関する件

雇用対策法案(内閣提出第一三六号)

委員外の出席者

(労働事務官) 住 栄作君  
(職業安定局審議官) 専門員 安中 忠雄君

○田中委員長 これより会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を

進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○成田委員

私は、日本社会党を代表いたしまして、ILO条約批准に伴います国内関係法の取り扱い、特に、いま公務員制度審議会で審議中のいわゆるたな上げされました国内法の取り扱いを中心いたしまして、総理の基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

○成田委員 私は、日本のあつせん案に基づいて、ILO条約批准に伴います国内関係法の取り扱い、特に、いま公務員制度審議会で審議中のいわゆるたな上げされました国内法の取り扱いを中心いたしまして、総理の基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

尊重すべきでございます。  
○成田委員 その後三党で話し合ったことを尊重するというよりは、話し合いに基づきまして政府提案の原案が修正されましたので、その修正内容を、政府としては、国会の議決を尊重するという意味において、忠実かつ厳格に実施する責任があるのじゃないか、こうお尋ねしたわけです。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、ILO条約がこの六月十四日に批准の効果が発効いたします。それで、それと同時にと申しますかあるいはその前に国内法を整備しなければならぬということは、しばしば私どもが各党にも申し上げ、また当委員会におきましても、その政府の意向、これは御了承である、かように私は思っております。

○佐藤内閣総理大臣 したがいまして、ただいま審議会等が開催され、そういう点については御了承である、かように私は思っております。

○佐藤内閣総理大臣 ついで、いわゆるたな上げ部分についての扱い方について答申を求めておるというのがいまの段階でございますから、これらの点におきましては政

府としては十分申し合わせを尊重してきており、ついて答申を求めておるというのがいまの段階でございますから、これらの点におきましては政

府としては十分申し合わせを尊重してきており、かように私は思っております。

○佐藤内閣総理大臣 明確にしておきたいのですが、申し合わせ申し合わせと言われますが、申し合わせに基づいて法律の修正が行なわれたのですから、

その修正内容について政府としては法律を尊重しなければいかぬじゃないか、これを聞いているの

ですから、端的にお答えいただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 この船田議長のあつせん案、これを尊重しているという状況でござい

ます。

○佐藤内閣総理大臣 この船田議長のあつせん案が出まして、三党がこれを了承しました

ので、そのあつせん案に基づき、三党の話し合いに

よつて政府提案の原案が修正されたわけです。そしてそれが法律になつていま施行されているわけです。その法律を総理としては尊重し責任を持つて実施する義務があるじゃないか、こういうことをお尋ねしているのです。非常に簡単なことでそんなに含みはありませんから、御安心して御答弁を願いたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 私、ただいま成田君の質問を解しかねていたのですが、御承知のように法律は修正されただいま公布されている、そういう状況でございますが、その修正されたいわゆるな上げ部分、これをいかに扱うかということになつて、かように考えております。

○成田委員 たな上げ分の将来の取り扱いについてはこれから質問したいと思いますが、現在生きておる法律、国会で院議をもつて決定したその内容については、総理としては責任を持つて実施する義務のあるのじゃないか、こういうことをお尋ねしているのです。当然のことだと思うのです。

○佐藤内閣総理大臣 それは当然のことでござります。

○成田委員 当然のことを聞いているのですから、別に含みはありませんから、御安心してひとつ。そこで具体的にお尋ねいたしますが、船田あつせん案、その要点は、いま総理お持ちでありますが、「一、条約及び関連四法案は本会議において審議を尽くした上で議決する。一、関連四法案中の問題点について、公務員制度審議会において審議するものとする。一、関連四法案中の問題点に関する条項は、公務員制度審議会の答申を得るまでその施行を延期し、審議会の答申はこれを尊重して所要の改正を行なうものとする。」このあつせんに基づきまして三党の共同修正が行なわれたわけであります。その内容は総理も大体御承知と思いますが、すなわち、多くの問題点を政府案は含んでおる、その問題点を含んでおるところのたとえば在籍専従の規定、職員団体の構成、職員團

体の組織及び交渉、こういう諸規定については政令で定める日から施行する。いわゆるたな上げをされたわけです。したがつて、これらの規定は法律の定めるとおり——法律にはそうなつておられますから、審議会の答申を得た上で、しかも所要の改正を加えた後、初めて政令で施行日を定めるべきであります。これは提案理由の説明にはつきり書いてありますね。このことは、逆からいえますが、念のために総理の御答弁を伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま法律違反だと言われるけれども、法律にはその点は規定がないよう私は考へておる。だから法律違反ではない。つまり、船田議長のあつせん案を三党がのんだ、 承した、こういう点からその扱い方についていろいろの論議があると、かように私は思います。いろいろの論議だ、かように考えらるべき筋のものじゃないか。

○成田委員 私が法律違反と申しましたのは、たとえば自民、社会、民社、三党共同修正の三党で話し合つてきめたことです。共同修正の提案理由の中にもどう書いてあるか。これは民社の栗山礼行君が提案理由の説明をした。これは三党で案文まで練つてつくった文章です。それには「政府提案の条約批准に伴う国内法改正四法案は、内容的に多くの問題点が存在していることからがんがみ、この際それらの問題点については、第三者機関たる公務員制度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るまでの間、それらの諸条項につきましては思いません。むしろ総理の答弁が審議会に圧力を加えることのないようになりますし、またどうかお聞きになるほうもその点で十分審議会に圧力を加えることのないようになります」などとあります。

○成田委員 質問のほうでは私は圧力を加えようと思いません。むしろ総理の答弁が審議会に圧力を加えることのないように特にお願いしたいと思いますが、いま三党の書記長、幹事長の経過のお話がありましたが、この経過はこうなつておるのです。三党書記長、幹事長会談をやりましたときに出られまして、民社からも書記長、国対委員長が出られた。そのときは三木さんがこういう発言をされたことは事実です。公務員制度審議会の審

議期間は約一年とし、その間に答申を得るようになります。このことは当然じゃないか、こういうことをお尋ねしているわけです。

と、三党の間に重大なる食い違いがあるのじゃないかと私は率直に言わざるを得ない。これはその後しばしば説明をされておる機会に、あるいは国

三党話し合いの精神、こういうことを言われますと、三党の間に重大なる食い違いがあるのじゃないかと私は率直に言わざるを得ない。これはその

ところに今までのいきさつを考えますと、三党が、ここに今までのいきさつを考えてみます

が、これに対する民社のほうは、そういう場合でも三党一致で円満に処置したい、これに対し、社会党が、ここに今までのいきさつを考えてみますと、三党の間に重大なる食い違いがあるのじゃないかと、三党の間に重大なる食い違いがあるのじゃないかと私は率直に言わざるを得ない。これはその

ところに今までのいきさつを考えてみますと、三党の間に重大なる食い違いがあるのじゃないかと私は率直に言わざるを得ない。これはその

までに出ることを期待すると言われた。確かにこれは期待なんですね。

そこで総理にお尋ねするのですが、期待どおり答申が出なかつた場合どうか。総理は期待されておる。しかし期待どおり答申が出ない。その場合は政府責任者としてどうされるか。このことを特に私がお尋ねするのは、政府、自民党は、こういうことを私たち新聞紙上その他で聞くのです。答申のあるなしにかかわらず、条約発効日である六月十四日までに政令でたな上げ各項を原案どおり実施する方針だ。答申のあるなしにかかわらず政令で実施するということは、答申がなくとも政令で実施するということなんです。これは全く提案理由の三党共同修正の精神を踏みにじるものだ。まず答申があることを前提にし、答申があつたならば所要の改正を加える、これが共同修正の三党一致した決定なんですから、答申がないときに政令で施行するということは院議を無視するものだと思う。行政権が立法権に優位する結果になると思う。こういうことは絶対許されないと思いますが、総理の御答弁を伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 答申があるなしにかかわらず云々、これは責任のある者が申しましたか。たとえば総理がさような言動をしたとか、あるいは安井長官がそういう話をしたとか、こういいうのならこれはたいへんな問題だと思います。ただいま御指摘になりましたように、申し合わせの精神にも反することであろうし、国会における答弁とも食い違う、かように私は思います。先ほど来申し上げておりますように、審議会、これでひとつ十分御審議を願おう、こういうことで、これは三党とも了承したことだ。そうしてその答申を期待している。それを持つておる。それ以外に私どもの考え方はございません。これは一にその答申を待つておる。そういう状況であります。だから十分われわれの期待に沿うように、これは社会党の方もILO条約が六月十四日に発効することは御承知なんで、これはぜひそれまでに国内法も整備したいというお気持ちは私どもと同じだと思う。

申が出てくる、これを社会党も期待しておられるのだと思いますし、政府もそのとおりであります。そうしてたまいまのように、それが出なかつたらどうするのか、こういうような仮定の御質問を特に私はお尋ねするのは、政令でたな上げ各項を原案どおり実施する方針だ。答申のあるなしにかかわらず政令で実施するということは、答申がなくとも政令で実施するということなんです。これはそのままの段階でなさいことは、これはとんでもない話だ、かように思いますし、それは審議会に対する一部の不信があつてこそ初めてさような設問ができるのではないか、かように思います。私は審議会をいま信頼しております。

○成田委員 答申のあるなしにかかわらず政令で実施するということは、政府並びに自民党の責任者は言つたことはありません、こう言われたことには、そういう事実は総理としてお認めにならないといふことはILO条約違反、あるいは違反のおそれがある条項だから、これをたな上げし、審議会で検討しているわけです。このことは労働基本権の問題にも関連した問題なんです。そういう意味でなかなか結論が出ないという状況なんです。それがある条項だから、これがたな上げされたとしても反対されることなんですね。やはりあくまでも答申の出ることを期待されておる、こういうように理解して間違いないと思いますが、それでよろしくお詫びします。

そこで、私たちも答申が早く出ることを期待しておりますが、もともとこれがたな上げされたと云ふのがあります。そこでは、その点は了承はしておらない。たとえば、論理的にひとつ考えてみたいのです。が、政府が諮問されました審議会の諮問事項です。そして、その実施をおこらしておる、これはILO条約に對して審議会が処理する方法というのを論理的に考えますと——総務長官、あんまり耳打ちしないでくださいよ。審議会が諮問事項を処理するやり方として、純論理的に考えた場合は、大体私は四つあると思うのです。その一つは、一括答申する場合だと思うのです。その一つは、分離答申をする場合だと思うのです。その一つは、全然答申が行なわれない場合。最後の一つは、委員長意見とか、公益委員の見解とか、あるいは各委員の意見を併記するという、いわゆる中間報告の形で行なわれる。大体この四つに私は尽きるのではないかと思うのです。総理、それ以外にケースが考えられますか。大体四つですね。考えられたら、あとで教えてください。

そこで、一括答申の場合は、所要の改正を行なった上政令施行すべきである。共同提案にもありますように、所要の改正を行なった上政令施行すべきだ、これは当然のことだと思いますが、どうぞうでしようか。

○佐藤内閣総理大臣 たまいま審議会で、どういふふうな扱い方をされるか、いろいろ検討をされておりました。政府でも、事務当局ではいろいろ考えておるかわかりませんが、実は私はこの審議会におまかせしておりますから、審議の形式等について、これは審議会でおきめになつたらしい、かようになっておるかのままです。ただ一に答申を待つておるがいまの状況でございます。したがつて、その形式がどういうことになればならぬとかいうように思つておるのです。ただ一に答申を待つておるがいまの状況でございます。したがつて、その形式がどういうことになればならぬと私は心配しております。先ほど冒頭に申しましたのも、何か形式をきめて、そういうふうに答申が出ておる。そこで、総理は、審議会での結論が出ない場合どうするか、答申が出ない場合どうするかといふのは質問は、仮定の質問だと言われるのですが、私は実は心配しております。審議会はどこまで頭で考えておるか、それは吉田さんがよく言われた、仮定の質問には答えられないという——吉田学校の優等生の佐藤さん、またその仮定の質問には答えられないと言

うのですが、私は仮定じゃないと思うのですよ。

たとえば、論理的にひとつ考えてみたいのです。

ます。それは、いま出した法律案を三党で修正を

して、その実施をおこらしておる、これはILO

条約にも違反するおそれがあるんだ、こういうよ

うなお話をありました。ILO条約を批准する

といふ政府におきましては、これはILO条約に抵触するような法律は絶対に出しておりません。

これはいろいろ社会党と私どもの間に議論の相

違といふか、意見の相違がござりますが、ただ、いま言われるようにはつきり条約違反だ、こう

ありますから、その点は了承はしておらない。

ありますから、その点は了承はしておらない。

御了承いただきたい。

○成田委員 提案理由の説明の中に、内容的に多くの問題点がある。これは条約違反または条約違反のおそれがあるということなんですよ。条約との関係でこれはたな上げしたのですから、内容的に問題があるのは、それ以外のことはないと思うのです。

そこで、総理、いま条約違反のおそれはないといふかも専門家のごとく言われましたが、そこでひとつ、私、総理にお尋ねしますが、八十七号条約を締結、批准したのは、結社の自由と団結権を保障するためである。これを阻害するような国内法は許されない、これは当然のことだと思うのです。そうだとすれば、施行をたな上げされました地方公務員法五十三条——五十三条は、登録を受けた職員団体は法人格を得てし、未登録の職員団体は法人格はないことになつておる。法人格のある登録された職員団体は当局と交渉する、ある意味において積極的な権限を持つておる。未登録の職員団体はそれがないという、そこに差別されているんですね。このことはILO条約第七条で、法人格取得に際して労働者の結社の自由と団結権を阻害するような条件のものをつけてはいけない、そういう性質の条件をつけてはいけないとあります。このことはILO条約第七条によつて法人格があるかないかがつまり、労働条件の交渉上差別があるということは、これは当然I

L.O.条約違反じゃないですか。いま、専門家のようないい御発言がありましたから、総理からひとつ、そうじやないときはそうじやないという御答弁を願いたい。その理由をひとつ明らかにしていただきます。

○佐藤内閣総理大臣 政府が提案をいたします際には、一般に違反するような条項は考えない、私はかような確信を持ってのお話をしております。法律論でござりますから、それは事務当局から説明させます。

〔発言する者多し〕

○田中委員長 静粛に願います。

○成田委員 それは総理の信念なんですね。しかし、政府が出したもののが、この共同提案の提案理由にあるように、多くの問題点を含んでいいということになっている。政府はそう考えておったんだが、国会の審議で、三党とも、多くの問題点を含んでいるということを明らかにした。だから、あなたの信念だけでは問題は解決できないですね。

その点、この具体的な法律違反の問題についていま一点指摘しましたが、後ほど専門家のほうから、政府にこの点を明らかにしたいと思いますが、ここで私、総理にさらにお尋ねしたいんです

が、どうも政府は早く、六月十四日までに政令施行

したいというような気持ちがありのように考

るのあります。こういうことが一部で論議さ

れていたらしいんですね。たな上げ部分を十四日

に一括施行する。問題があるから、将来審議会で

検討して必要あらば改正する。これを暫定施行と

いうように言っておるようですが、これを

政府及び使用者側の委員の方をお考えになつてい

るようです。まず十四日に一括施行、そして将来

問題があれば検討して改正しよう。このような取

り扱いは私は全くのこまかだと思うんですよ。

もしそれが事実だとすれば、答申の名に値しない

と思う。なぜならば、暫定施行と言いますけれど

も、たとえば期限つき時限立法、これはまあ暫定

立法。何年何月から何年何月まで施行しますとい

う期限立法、これはまあ暫定立法でしょう。しか

しながら、法律を施行する際、将来検討して、変更する必要があればこれを変更いたしますというような、いわば条件づきの法律を出すということは、法律の安全性の意味から言ってもこれは許されないとと思うのですね。これが一つ。

それからもう一つ。審議会の答申を求めたの

は、先ほど申しましたように、たな上げ部分に I.

L.O.条約に違反する、あるいは違反のおそれがた

くさんあるからですね。それに対し、答申ですっ

かりした結論を出さないで、とりあえずたな上げ

部分を一括施行し、後に問題あれば修正するとい

うことは、みずから条約違反を犯すおそれあるこ

とを多分に認識しながら、そういう危険な国内法

を実施するということなんです。これは責任ある

政府としてとるべきじゃないと思う。この二つの

理由から言つても、まず一括施行して、将来検討

の上改正するというようなやり方は、佐藤内閣で

はおやりになるはずはない、こう考えるのです

が、いかがございましょうか。

○佐藤内閣総理大臣 とにかくいま答申を待つて

いるんですから、一括施行するのだ、そうして気

に食わなかつたら改正するんだ、ここまで論理を

飛躍して進めていかれることはないんじゃないで

しょうか。審議会の答申を持つておるのがいまの

状況であります。一般的に、原則論的に申して、

これを審議会に回そうということになつたわけ

です。これは客観的には抵触する疑義が多分にあ

ります。したがつて、問題点ということばを使って回

しているのです。あなたの信念は別にして、客観

的にはやはり疑義がある、こういうことは認めら

れますね。

○佐藤内閣総理大臣 客観的には認める——この

認めるのは、社会党の方が議論しておられる、

反対しておられる、そういう事実は認めます。私

どもは、これは I.L.O.に違反しないという信念の

もとで出した。そうして御審議を願つておる。自

民党の諸君は、当然政府は間違いないにりっぱな

法律案を出した、こういうことを言つておる。社

会党のほうは、どうもこれはおそれがある場合に

よつたら、もつときつい、それは抵触する、こう

いうような断定をしておられる。そこが意見の食

い違いで、これは両者の間に意見が食い違つてい

る、かように私は思いますので、そういうのがあ

ります。

○山本(幸)委員 それはちょっとおかしいと思う

のです。なるほどあなたの意見はそうかもしらぬ

けれども、倉石委員会からの経過を見ても、倉

石君自体が、これは疑義があると言つて、あい

う結論を出したわけですから、その後に三党間で

ういうような論理を進めていかれることは、この事件ではないのではないか。ただいま審議会の答申を待つておるこの状況で、実施の問題については何ら議論しておらない、政府は考えておらない、たゞいまそぞういう点については触れておらない、答弁しておらない、かように御理解をいただきたいのであります。

○山本(幸)委員 関連して聞きたいのですけれども、先ほど書記長が質問した点をもう一遍確認してもらいたい。

あなたの信念では、抵触していないから、国内

法を出したのだとおっしゃる。ところが三党間で

話合いをして、自民党も疑義があることを認め

て、そこで審議会に回すことになったのでしょ

う。私はそういう客觀性を言つておるのです。

あなたは言つておるのじやありません。その

点どうなんですか。

○佐藤内閣総理大臣 この議論をして、どちらが正しいとか、どちらが間違つておるとか、こういふことになると、これはうま味のないというか、政治的なものの扱い方をされないことになる。したがつて、政府は一つの信念を持って提案したのだ、こういうことを私は事実として申し上げた。

また、ただいま山本君は、社会党の意見として

は、これは疑義がある、こういうことを言つてお

られるので、そういう事実だけは私どもは承認す

る。そういう議論が正しいとかどうかではなく

て、そういう事実のことだけは、私承認して

いるのだから、それでいいんじゃないですか。

○成田委員 いまの山本委員の質問に対する総理の答弁は、答弁になつていないです。総理はそういう信念を持つて法案を出されたかもわかりませんが、審議の結果、三党一致です。自民党も反対しておられる、そういう事実は認めます。私どもは、これは I.L.O.に違反しないという信念のもとで出した。そうして御審議を願つておる。自民党の諸君は、当然政府は間違いないにりっぱな法律案を出した、こういうことを言つておる。社

会党のほうは、どうもこれはおそれがある場合に

よつたら、もつときつい、それは抵触する、こう

いうような断定をしておられる。そこが意見の食

い違いで、これは両者の間に意見が食い違つてい

る、かように私は思いますので、そういうのがあ

ります。

○山本(幸)委員 それはちょっとおかしいと思うのです。なるほどあなたの意見はそうかもしらぬけれども、倉石委員会からの経過を見ても、倉石君自体が、これは疑義があると言つて、あい

う結論を出したわけですから、その後に三党間で

話合いをして、自民党も疑義があることを認め

て、そこで審議会に回すことになったのでしょ

う。私はそういう客觀性を言つておるのです。

そこで、まずどうしても理解していただきたい

のは、必ず一括施行する、この施行に無理がある

O.事務局の次長です。ジェンクス氏がこういうこ

とを伝えている。六月十四日を中心 국내で労使

の激突を避けるようさらに長期に継続審議して、

双方が合意に達するため努力されたい。」こうい

う電報が来ておりました。それから国際自由労連

のベーカー書記長が総理あてに文書をよこしたはず

だと思うのですが、その文書はこうなつておりますよ。これは総理お読みになつたと思いますが、国際自由労連がベクー書記長名で佐藤首相に、ILO 국내法の取り扱いにあたつて慎重を期するよう要望する書簡を送つた。その内容は「国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはドライヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の労使関係近代化のため労使双方が合意に達するまで忍耐強く努力を続けるよう期待する。」一つは総理あての国際自由労連の書簡です。一方は原口副理事から総評に来たのですが、私たちの聞いたところによりますと、政府にも青木大使からジエンクス氏の意見というものは伝わっているはずです。その青木大使から政府に来たジエンクス氏の意見というものを明らかにしていただきたいと思う。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま読み上げられたのは、私実は知りません。そこでいま安井君からいろいろ耳打ちされて聞いていたんですけど、原口君の云々は、政府は知らない。これは全然入手しておりません。労働大臣もさように申しております。それから青木大使のは、来ているということあります。その前の、原口君のほうは、ないと

○成田委員　青木大使の政府あての報告、これはこうことです。ジエンクス氏が、青木大使と原口副理事を呼んで、二人の前で発表した意見です。その内容は原口氏から総評に来たんです。青木大使から政府に来た内容というものを、ここで発表してください。

○佐藤内閣総理大臣　労働大臣からお答えさせます。

○小平国務大臣　青木大使からの情報によります

と、ジエンクス事務局次長は、公務員制度審議会について、この問題は全く日本の国内問題であ

り、ILOがとやかく言う筋合いでないが、公部門の労働組合と政府との間で忍耐強く話し合を抱いている。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはドライヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

リヤー報告の趣旨に反するばかりではなく、日本の労使関係近代化をはばむ結果になることをおそれる。国際自由労連は日本の公務員制度審議会の審議に重大な関心を抱いています。日本政府がILO条約発効後の法制上の混乱を避けるとの名目で一方的に国内法の施行を強行するようなことがあれば、これはド

は三党の申し合わせであつて、院議だとうに思つてあります。少しまだ形式的に不十分なものがあるのではないかと思つております。だから、その申し合はないかと思つております。だから、その申し合はないかと思つております。だから、その申し合はないかと思つております。

○野原(覺)委員 たいへんな、御認識ですね。船

田議長のあつせんに基づいて三党が公約したことは事実です。その公約に基づいて、この公約といふものは本会議で取り扱おうじゃないか、こういふことになつて、本会議で取り扱つて決議をしたのです。民社党の栗山礼行君が趣旨説明をして、それが院の決議になつたのです。答申があるまでは政令を出さないといふことが院の決議になつたのです。なつていいといふならなつていいといふことです。なつていいといふならなつていいといふことです。成田書記長が読み上げたように、栗山君の提案趣旨の説明といふものは、自社両党、民社党、この三党で実は相談をして、これは慎重にやらないと、この段階になつてまたこれが決裂をしちゃいけないといふのである。栗山礼行君の提案になつたのです。この提案は、三党の公約をそのまま提案の中に盛り込む。つまり、審議会にかけ、審議会の答申があるまでは政令は出さないことを共同提案として栗山君が趣旨説明をやつて、こういふことが決議されたのです。だから、答申があるまでは政令を出さないといふことは院議じゃございませんか。院議でないのですか。これが院議でないなんか。院議ではないのですか。だから、答申があるまでは十分かりやつていらししゃるからよく御承知ではない

○佐藤内閣総理大臣 私は別にこれを否定する、かのように申しておりません。この精神は尊重してまいりますが、院議だと言われると私は異議がある、かのように申しておる。これは、そういう議論で本筋とはだいぶはずれるようですから、本筋

を言つておるか。

○佐藤内閣総理大臣 私は別にこれを否定する、かのように申しておりません。この精神は尊重してまいりますが、院議だと言われると私は異議がある、かのように申しておる。これは、そういう議論で本筋とはだいぶはずれるようですから、本筋

を言つておるか。

○野原(覺)委員 三党が共同して、国会が共同し

て、一人の反対もなく決議したもののが院議でない

といふのですか、あなたは。栗山君の趣旨説明と

いうものは三党共同の趣旨説明ということになつ

ておる。そうしてこれは満場異議なく承認したの

だ。この趣旨説明に基づいて各党は討論をやつた

のですよ。これは院議ではございませんか。つま

り、船田あつせんの三カ条といふものがそのまま

院議になつたのだ。それを院議でないといふなら

ば、私どもはもう何をか言わん。あなたは院議

じゅうりんどころではない。院議自体をあなたは

認めまいとする非常にファッショナル的なものと考え

に私は思つておりません。しかし、私どもは十分

その精神は尊重する。その考え方でございますけれども、いわゆる院議だと言わると、やはり形

式が大事じゃないか、かよう思つております。

この点では、むしろ山本君あたりも、そのことばかりやつていらししゃるからよく御承知ではない

かと思つております。

○山本(幸)委員 いま、私の名前を特にあげられたのですが、野原君が言つているように、ほかの精神を無視する考えはございませんよ。しかし、それを直ちに院議だと言わることは、これ

はちょっと飛躍がありはしないか、かよう私は思ひます。

かと思つております。その提案理由がみんな院議として決定されたのだ、こうしたことだと、これは私、別に反論するわけではございませんが、栗山礼行君は案件と違つて、特にこの問題は三党が議長あつせんで了承している。それに端を発して法律が出たわけですよ。その法律の趣旨説明が明らかになつておるのです。しかも、この法律の趣旨説明はきわめて簡潔のものです。この趣旨説明を見れば、それに準拠して初めて院議が決定されておるわけですから、これを否定することは許されませんよ。あなたも国対委員長をやつたことがあるまで政令でしょ。少し国会の運営ぐらい知りなさい。何を言つておるか。

○佐藤内閣総理大臣 私は別にこれを否定する、かのように申しておりません。この精神は尊重してまいりますが、院議だと言われると私は異議がある、かのように申しておる。これは、そういう議論で本筋とはだいぶはずれるようですから、本筋

を言つておるか。

○野原(覺)委員 もちろん院議ですよ。あなたは

ことばをこまかされちゃいけませんよ。私は総理大臣の院議に対するものの考え方——実は大事な問題をたくさんお尋ねしようと思つて用意しておりますけれども、これは政治の基本なんだ。院の決議に対する総理の考え方——うものは単にIL

O条約だけの問題ではないと私は感じましたから、しつこくお尋ねをいたしますが、船田議長のあつせんは三カ条からできてる。条約及び関連

国内法案は本会議で審議を尽くした上で議決する、これが二つ目には、公務員制度

審議会で審議するものとする、三つ目には、答申

を得るまではその施行を延期する、これが船田さ

んのあつせんなのであります。そこで、このあつせんをそのまま本会議に移したのです。それは第

一条によつて、条約及び関連国内法が本会議で審議を尽くした上で議決する、その中身は、この三カ条のあつせんをそのまま移すではないかと

いうので、三党の共同修正として先ほど書記長が読み上げたものが出来されたのだ。「第一に、政府

提案の条約批准に伴う国内法改正四法案は、内容

的に多くの問題点が存在していることにかんがみ、」——この点は自民党も認めたのです。三

党の共同修正ですよ。これは民社党の修正提案

じゃないよ、総理大臣。「内容的に多くの問題点

が存在していることにかんがみ、この際それらの問題点については、第三機関たる公務員制度審議会で慎重に御審議願い、」そして「答申が行な

われた場合は、これを尊重して所要の改正を行なうこととしたのです。」これは三党の

共同修正、三党の提案なんです。そこでこの三党

の提案が満場一致決議されたのです。満場一致決

れるよう、その提案理由がみんな院議として決議されて、淮谷君の討論もわが党の山田君の討論も、賛成討論に立つたわけです。この栗山君の三党修正というものについてはだれ一人異議なく承認をしておる。しかば、答申があるまで政令を出さないといふことは院議じゃないか。これは院議じゃないか。あなたはその点をじゅうりんしようとされているのですよ。成田書記長に対する答弁

をあいまいにしておることは——院議を尊重され出さないといふことは院議じゃないか。できなければあなたは院議じゅうりんなんだ。院議じゅうりんなんだ發言する者あり)何を言つておる。大事な問題じゃないか。院議じゅうりんなんだ。

○佐藤内閣総理大臣 私は、院議は尊重します。

これははつきり申します。院議は尊重します。ただいま申しますが、これは三党の申し合せだ。これははつきりしておる。その申し合せ、これはただいま議論になつておる。これは三党御了承だと私は思つております。だから、いま言われる院議、これは

私が無視する、そんなことはしません。だからこそ、法律はできたけれども、施行期日はちゃんと決めておる。施行はしております。これは各党の申し合せもあるからです。さらにまた、審議会を設けて、そうして先ほど来議論しております

法律で定める。施行はしております。これは各

うが、ここであなたに認めてもらいたいのは、確認基礎になってこの法律が出たんだということと、それからこの法律は三党共同修正であり、三党共同提案であり、趣旨説明の内容も、それまた三党を代表するものである、これだけは認めますか。  
○佐藤内閣総理大臣　いま山本君の言わるとおりでござります。その点では私も誤解はしております。先ほど来ややことばじりをつたようなことで議論したこととはまことに遺憾でしたから、本筋でいま山本君の言われる三点、これは私も同様の考え方を持っております。

○野原(脣)委員 私は単なることばじりで申し上げておるのじゃございませんで、船田議長あつせんは、これはそのまま共同修正をした中身でございます。したがつて、そのこと、院議といふことばが強いとあなたはお考えのようでございますが、院で決議されたら院議なんです、これは総理も御承知のとおり。院で承認されたのなら院議でござります。その院議の中の内容には、答申があるまでは政令を出さないということも入つておるわけでござります。この点は総理大臣が議会主義者であり、そうして院議を尊重されるということをございますから、私はこの船田議長あつせんの最も核心をなしておる公務員制度審議会の答申を得るまでは政令を出さない、このことは厳に尊重されなければならぬと思います。これはあなたの今後の動き方を私どもは注視しておきたいと思うのであります。

それから、先ほどあなたは、政府の提案した法案には条約に違反したものはないとの断言をされたのです。そうして、しかもその断言に統いて、それは社会党諸君たちが言うのだろう、こういう暴言も吐かれたのです。なぜ私が暴言かと申しますならば、これは私どもが言っておるわけじゃないのです。どなたかその発言の中にもあつたように、ILOのドライヤーさんが昨年の八月三十一日に東京とジュネーブで日本の国内法についての勧告、報告書を発表されたのです。それは七百ペー

ジにのぼる膨大なものになつておる。その中で二二七項、ほんの一例です、実は二二二七項というだけに項目が数千項あるわけです。これは百や二百じやございません。日本の国内法の ILO 八十七号条約に據着、矛盾がある点を指摘しておるのは無数にあるわけでござりますが、先ほど議論になつた個所だけ申し上げます。「登録団体と非登録団体間の差別徹廃」という問題に、現在継続中の討議のなかで、さらに多くの考慮が払われるべきであると勧告する。」日本の国内法では登録団体と非登録団体は差別をいたしております。非登録団体は事実上の団体、したがつて法的団体としての交渉権は与えられません。同時にまた法人格の取得ができません。法人格の取得ができませんから、たとえば自治労あるいは総評あるいは日教組、こういうものは事実上の団体とされながら法人になれない、法人になれないから財産の所有のときに非常に不都合をこれは来たすのである。交渉においても相手方はこれは法的な団体と認めないわけでござりますから、いつでも相手方の御都合によって交渉を拒否することができる、このことは八十七号条約の二条、三条、四条、それぞれの条文に照らして、これは明らかに違反をしておる、だからして十分これは慎重に審議してもらわなければならぬ。八月三十一日でございますから、国内法が通過をして、ドライヤーさんは日本公務員制度審議会で審議されるということを聞いてタイムリーにこれを発表されておる。これは登録だけの問題ではありません。管理職の範囲にしてもそうなんです。管理職の範囲は政府がつとめて拡大しよう拡大しよう、課長補佐など名前をつけることによつておまえは管理職だ、おまえは組合に入っちゃいけないのだというので、五年間に七千五百名の全通の従業員を組合からはずした。そこで全通労働組合が憤慨をして ILO に提訴した。その結果どうなりました。ILO は勧告を日本政府に出した結果、さすがの日本の政府も公労法四条一項ただし書き、地公労法の五条一

項ただし書きというのは削除したんでござります  
よ、これは。これは確かに改正をしたんです。ところが公労法関係では、その後管理職の面は労働組合法二条、民間労働者に準するようにならしめたけれども、ふしきなことに今度は公務員組合にまたそれを移してきたんです。したがって、この点を同じくドライヤーさんは指摘いたしております。これは違反だ。そこで、先ほど成田書記長が申し上げましたように、ジェンクス副事務局長が実は意見を出した。ジェンクス副事務局長の意見は、これは非常に私も重要なことだと思います。ジェンクスさんが意見を出しておる。手紙の中身をもう一度申し上げますと、総理大臣、聞いてください。「六月十四日は八十七号条約の効力発生の日であつて、「条約の効力発生の日だから国内法発効の日ではございません、気をつけてください。」ILOでは言つておる。「八十七号条約が効力を発生したならば、その条約に違反のないよう国内法を整備してもらわなければ困ります。正常な労使関係発の日が六月十四日でございますから、公務員制度審議会は慎重な努力を十分に続けてください。あわてることは要りません」と原口君に言つておる。「あわてる」とは要りません、十分にやってください。公務員制度審議会は六月十四日を中心にして、私が聞くところでは国内で労使の激突があるように聞きますけれども、そのようなことは避けて、「その次」さらに長期に継続審議をして、双方が合意に達するための努力をされよう望みます。いいですか、先ほど労働大臣が読み上げたのは、青木大使に対する口頭のことを、ここで口頭で述べられましたから、意を尽くしておりますけれども、原口君に対する手紙の中身、これは翻訳したものですから、ごまかしじゃない。このことは、日本の速記録はいつでもILOに持ち込まれるおそれがありますから、私はいいかげんなことは言いません。だからして、青木大使に対してもこの種のことを言つておるはずです。したがって、六月十四日がきたからといつて、八十七号条約に違反しておる個所をドライ

ヤーが昨年の八月三十一日、七百ページにのぼる大書類を出して注意をしておるのでございまる。少なくとも政令施行の権限を持つておる。政府におかれでは、そのドライバーの報告は慎重に検討されてしかるべきだ。そうしないと、八十七号は批准をした。国内法は違反をしておる、こうしたことになって、また国際的に日本は大恥をかかなければならぬようになる、私どもはこの点を心配する。だからして、これで総理は退席されるようでございますから、退席されてしまうでございますが、あなたは私のいま申しけたことをよくひとつ考えて、十分に慎重に対処されるようあなたに要望いたしておきます。どうぞ退席してください。

総理大臣に尋ねたいことがたくさんあつたのでござりますが、残念ながら時間の関係もありますから、総務長官並びに労働大臣にお尋ねをしたいと思う。

これから質問することは、まず総務長官です。あなたは公務員制度審議会に何を諮問したのです。読み上げてください。

○安井国務大臣　お答えいたします。

総理大臣佐藤榮作より公務員制度審議会会長について諮問といたしまして、「国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について貴会の意見を求める。ILO関係法律中国会修正により施行を延期された規定については、早急に貴会の答申を得たい。」こう諮問いたしました。

○野原(覺)委員　そういたしますと、諮問の内容は二つあるわけです。官公労働者の労働基本権のあり方が一つ、もう一つは国会の院議によって——よく記憶しておいてくださいよ。院議によってきまつたあのたな上げ部分、この処理、この二つである。この二つが総理府設置法の第十四条の国内法については実はたな上げ部分だけではな

いのとおり、慎重に検討してみると、しかしながら、少なくとも国会できまつたたな上げ部分といふのは、労働基本権のあり方にについての審議を十分にした上でこのたな上げ部分を処理していくといふ行き方が、問題を将来に残さないのでないかと私は思うのです。間違つておりますか、総務長官。

○安井国務大臣 いわゆるたな上げ部分と基本的な労使の関係といふものには、これは密接に関係があることは事実でございます。

○野原(覺)委員 基本権問題についての審議を尽くさないで、たな上げだけやつたのでは、これは砂上の棲闇、根底を忘れた議論になるじゃないか。たな上げ部分といふのは非常に問題点があるのです。だから官公労働者はどうなければならぬか、民間労働者と比べて、なお團結権保持の国際水準から見てどうあるべきであるかとということを、まず議論してからないと、たな上げ問題はほんとういえば手がつかぬ。それは、そのくらい日本の国内法といふものは不十分です。非常にようくできていないからです。この点をあなたはどう考へるかと聞いておる。関連があるかとは聞いていない。労働基本権の論議が先じゃないか。いやしくもあなたは公務員法関係の政府の窓口でしょ。総理大臣と違ってあなたは専門家なんだ。はつきりしたことと言つてください。それでなくともよろしいならそれでいいから……。

○安井国務大臣 公務員あるいは公労関係の労働の基本に関する問題は、法律関係は社会的な客観的な動きによつていろいろ変わつてもいくことでござりますし、将来のいろいろな問題としてあります。これを検討していただくといふことは、審

一周年後効力が発生する特殊な規則が、八十七号条約の十五条に書かれておるわけです。どういうふうに行き方が、問題を将来に残さないのでないかと私は思うのです。間違つておりますか、総務長官。

○安井国務大臣 これは、ILO条約を批准いたしましたからその効力発生は一年後、こういうふうにきまつておるわけでございます。

○野原(覺)委員 そういう特別な一年後といふ理由はどうにあるとあなたは考へるかと聞いておる。

○安井国務大臣 これは条文によつてきまつておるはずでございます。

○野原(覺)委員 あなたはそれでILOの担当大臣ですか。だから、少なくとも八十七号条約についてかってな放談は避けなさい。こういう特別な規則を設けたのは、条約違反の国内法については検討整備しなければならぬという期間を与えたのです、条約だけ批准してもだめだと。

日本がILO八十七号条約を批准するということは、團結権の保障をILOに約束するということだ。去年の六月十四日をもつて、登録した日をもつて、団結権を保障いたしますとILOに約束をしたのだ。約束した限りは、團結権制限の立法があつたらこれを廢止しなければならぬ国際的な義務が生じている。それからまた團結権を保障しなければならない積極的な国際的義務が生じておる。しかる

然のことです。ほんとうにあなた方が労働者の権利を守らねばならぬといふならば、たとえば公務員制度審議会の発足にしたつてあのような干渉をしないでみやかに発足させるべきであった。こいつのように、条約に關係した諸規定が完全に整備されるところの努力をしなければならぬにもかかわらず、その努力がなされていないことを、私はきわめて遺憾に思つておるのです。そうして六月十四日が間に迫りますと、政府原案で政令を出すのが間近に迫りますと、政府原案で政令を出すのだ。それでなお公務員制度審議会で審議していただいて、その答申が出たら、それに基づいて政令を直したらしいのだから、とにかく六月十四日には政令を出すのだ、こういうことでござりますけれども、そのような条約に違反した、矛盾抵触しないでござります。

○野原(覺)委員 先ほどは総理大臣にだけ質問したので、総務長官の意見も聞きたいと思いますが、六月十四日までに労、使、公益三者の合体をして、十四日に間に合うようにできるだけ早く出でます。

○野原(覺)委員 先ほどは総理大臣にだけ質問したので、総務長官の意見も聞きたいと思いますが、六月十四日までに労、使、公益三者の合体をして、十四日に間に合うようにできるだけ早く出でます。

○野原(覺)委員 答申が出なかつたらどうするかが考へていなければならぬことだ。そういういふいふなごまかしではあなたは答弁をそらしてはいけませんよ。どういたしますか。答申が出なかつたらどうするかと聞いておるんだ。あなたは総務長官で、あなたは公務員の担当大臣だ。どうするんだ。

○野原(覺)委員 答申が出なかつたらどうするかと考へていなければならぬことだ。そういういふいふなごまかしではあなたは答弁をそらしてはいけませんよ。どういたしますか。答申が出なかつたらどうするかと聞いておるんだ。あなたは総務長官で、あなたは公務員の担当大臣だ。どうするんだ。

いただいておりまして、この答申の出た結果によりまして具体的な措置はきめる。こういうふうな態度をずっととつておるわけでありまして、今までなかつた場合といふふうなことを予想するには、いさか審議会に對して不謹慎であろうかと私自身は思いますので、そういう予想はいたしております。これはその段階においてはつきりものはきめる。これは私新聞社にいたしましてもその他いろいろなところでの答弁その他につきましても同じようなことを答弁してまいっております。

○野原(覺)委員 次にお聞きしたいことは、先ほど私が読み上げたジェンクス副事務局長の、六月十四日は条約発効の日であつて国内発効の日ではない、したがつて日本の国内法はドライバー報告が指摘いたしておるようになくさん問題点があるんだから、十分に慎重にひとつ検討してもらいたい。この要望についてはあなたはどう考えますか。

○安井国務大臣 私のほうへ入っております青木大使からの手紙によりますと、そういつた十四日過ぎてもよろしいんだとかなんとかといったような問題には触れてないよう、先ほど労働大臣も読まれましたとおり承知をいたしております。これは国内問題で、ILO効果とともにこれは起きてくる問題だが、国内問題だから慎重にひとつ國內できめてほしい、こういうことだけのように思つております。

○野原(覺)委員 労働大臣、もう一度ひとつ読み上げてもらいたい。

○小平国務大臣 青木大使からの情報の要旨は次のとおりでござります。「今般ジェンクスと会食した際、公務員制度審議会の動向につき質問があつたので、本使より累次貴信の情報に基づき、し外務省からの情報でしょう。「情報に基づき、しきるべく説明したるところ、ジェンクスは、以下、ジェンクスのことばとして伝えておるところでございます。「この問題は全く日本の国内問題であり、ILOがとやかく言う筋合はないが、

自分がすでに何度も貴使にお話しいたした」といふ態度に対する具体的な措置はきめる。こういうふうな態度をずっととつておるわけでありまして、今までなかつた場合といふふうなことを予想するには、いさか審議会に對して不謹慎であろうかと私自身は思いますので、そういう予想はいたしております。これはその段階においてはつきりものはきめる。これは私新聞社にいたしましてもその他いろいろなところでの答弁その他につきまして同じようなことを答弁してまいっております。

○野原(覺)委員 次にお聞きしたいことは、先ほど私が読み上げたジェンクス副事務局長の、六月十四日は条約発効の日であつて国内発効の日ではない、したがつて日本の国内法はドライバー報告が指摘いたしておるようになくさん問題点があるんだから、十分に慎重にひとつ検討してもらいたい。この要望についてはあなたはどう考えますか。

○安井国務大臣 私のほうへ入っております青木大使からの手紙によりますと、そういつた十四日過ぎてもよろしいんだとかなんとかといったような問題には触れてないよう、先ほど労働大臣も読まれましたとおり承知をいたしております。これは国内問題で、ILO効果とともにこれは起きてくる問題だが、国内問題だから慎重にひとつ國內できめてほしい、こういうことだけのように思つております。

○野原(覺)委員 労働大臣、もう一度ひとつ読み上げてもらいたい。

○小平国務大臣 青木大使からの情報の要旨は次のとおりでござります。「今般ジェンクスと会食した際、公務員制度審議会の動向につき質問があつたので、本使より累次貴信の情報に基づき、し外務省からの情報でしょう。「情報に基づき、しきるべく説明したるところ、ジェンクスは、以下、ジェンクスのことばとして伝えておるところでございます。「この問題は全く日本の国内問題であり、ILOがとやかく言う筋合はないが、

こういうことです。

○野原(覺)委員 非常に明快ですね。これは先ほどの労働組合側の原口代表の書簡と大体この手紙の中身の精神は共通しておると思う。第一点は、ただいま労働大臣が読み上げたように、国内法は国内問題である、だからとやかくは言わないけれども、しかし八十七号条約というものはこれは国際問題だ、ILO事務局としては八十七号条約に矛盾しないような国内法でなければならぬということを暗に示唆しておる。第二点は、条約を読み上げたことで暗に示唆しておる。第三点は、忍耐強く話し合つてくれ、この問題は政府の意見もあるだろう、あるいは労働組合側の意見もあるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじゃないですか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せということじやないじやないか。総務長官、あなたは、このILO八十七号条約の責任者であるだろう、忍耐強く話し合えといふことは、六月十四日になつたらしやむに国内法を政府原案で出せMERCHANTABILITY

議論は別にして、われわれはそれを施行しなければならない。そうしますと、条約は六月十四日に当然発効してくるわけござります。そうなればそれに伴う国内条件いろいろな国内法律関係の問題、これも同時に整備されて発効されることが行なわれる、これが決して簡単でない。したがつて条約が発効する際、理由はともあれ政府と労組が激しく争うがごときことはいかにも残念に思われる。」

○野原(覺)委員 出るであろうといふことは出な

いこともあるだろうということです。何を言って

いるか。出るであろうといふことは出ないこともあ

うだらう。だから出ないときにはどうするかと

いうこととくらいいは考えがあるでしょう。考

えがあるで

す。

○安井国務大臣 いま待つておるのでありまして、十四日までに出ないということが確定いたしましたればその段階において政府としては判断をきめ、こううつもりでおります。

○野原(覺)委員 出るであります。しかしながら、これ

はいま申し上げましたように、審議会で答申の結果によつて具体的な措置はきめるというのでござ

ります。申しますから、その答申をいま鋭意待つておるの

で、答申がないのに出すといったようなことをい

うことで明言した覚えはございません。(「明快だ」と呼ぶ者あり)

○野原(覺)委員 明快でない。あなたはいまはし

なくもあなたの正体を暴露したんです。一年がき

まつておるとは何ですか。一年したならば政令を

出すということはどこにきまつておるんですか。

○安井国務大臣 あなたは答申で——いや、速記を見たらよろしい

であります。一年がきまつておるというのはどこを

言つておるんです。

○安井国務大臣 一年たつたら政令を出すという

ことがきまつておるとは一言も申しません。条約

の発効が批准の一周年後につける、したがつて

国内法といふものも本来いえ車の両輪のよう

に、両方で同時発足されるものが本来のたまえ

であるといふには考えておりますが、しかし

国内法についていま審議会へ御答申を願つてお

るのであります。その答申の出た段階におきまし

て具体的な政令の扱いはきめる。こういうふうに

考えております。

○野原(覺)委員 具体的な政令の扱いは答申の出

もとにものを言つておられるのでございまして、

これはやはり国内問題としてきめるべきものだと

ます第一に思つております。

○安井国務大臣 先ほど労働大臣お読みになつた

ように、この問題は全く日本の国内問題であり、

ILOがとやかく言う筋合はないといふことはござ

いませんし、この問題は全く日本の国内問題でござ

いません。

○安井国務大臣 私どもは答申が出るであろうと

いうことを強く期待もし、またその要望もしてお

りますので、おそらく出るであろう。その出た段

階においてものを正式にきめたいといふことで

あるいは出ないんじやないかといったような想定

のものに、たゞいま何にももきめでおりません。

○野原(覺)委員 出るであろうといふことは出な

いこともあるだろうということです。何を言つて

いるか。出るであろうといふことは出ないこともあ

るだらう。だから出ないときにはどうするかと

いうこととくらいいは考えがあるでしょう。考

えがあるで

ございます。

○野原(覺)委員 それでは何のために登録団体と非登録団体を差別しておるのであります。地方公務員法の条文によって説明してください。何のために差別をしている。あなたは何ら差別のないような答弁をしておりますけれども、差別はほんとうにないのですか。ないならば、それを御説明願いたい。

○安井国務大臣 たとえば登録された団体は、当局側が交渉をする義務を負う、そういうふうにむしろ使用者側の義務規定を加重されております。しかし登録されていない団体だからといって当局との交渉ができないという規定はどこにもございません。またその団体自身すべての組合の議決をし、活動をするというもの自身に別に制限を積極的に設けておるものじやないと私どもは思っております。

○野原(覺)委員 登録団体には交渉の義務が使用者側にある、事実上の団体には義務規定がない、大きな差別じゃないか。これは重大な団結権の侵害になりますよ。あなたは事実上の団体をつくつて何ら侵害にならぬと言いますけれども、片一方は義務、片一方は義務でないということは団結権の行使の上について影響が大きいですよ。これは大きな差別です。法人格だってそうでしょう。登録団体は法人格を持つことができる、単一組織にしても、連合体にしても、ところが登録団体でないところのものは法人格を持つことができないとしても、他のものは法人格を持つことができる。差別じゃございませんか。こういったような差別といふものは、明らかに八十七号条約に抵触するじゃありませんか。八十七号条約にそのようなことをするなといふことだというので社会党が硬化したわけです。民社も硬化したわけです。むしゃをする府の改正原案にはこれが残っておったんです。だから、あなた方が単独強行採決したときに、これはたいへんなことだといふことで社会党が硬化したわけです。民社も硬化したわけです。むしゃをするな、八十七号条約に明らかに抵触する国内法を通して、またこれは国際的な舞台で日本がたいへん

な批判を受けることになるし、日本の労働者は、国際的には八十七号に批准をしたけれども、国内法では痛めつけられておるといったような状態に差別をしている。あなたは何ら差別のないような答弁をしておりますけれども、差別はほんとうにないのですか。ないならば、それを御説明願いたい。○安井国務大臣 たとえば登録された団体は、当局側が交渉をする義務を負う、そういうふうにむしろ使用者側の義務規定を加重されております。しかし登録されていない団体だからといって当局との交渉ができないという規定はどこにもございません。またその団体自身すべての組合の議決をし、活動をするというもの自身に別に制限を積極的に設けておるものじやないと私どもは思っております。

○野原(覺)委員 登録団体には交渉の義務が使用者側にある、事実上の団体には義務規定がない、大きな差別じゃないか。これは重大な団結権の侵害になりますよ。あなたは事実上の団体をつくつて何ら侵害にならぬと言いますけれども、片一方は義務、片一方は義務でないということは団結権の行使の上について影響が大きいですよ。これは大きな差別です。法人格だってそうでしょう。登録団体は法人格を持つことができる、単一組織にしても、連合体にしても、ところが登録団体でないところのものは法人格を持つことができないとしても、他のものは法人格を持つことができる。差別じゃございませんか。こういったような差別といふものは、明らかに八十七号条約に抵触するじゃありませんか。八十七号条約にそのようなことをするなといふことだといふことで社会党が硬化したわけです。民社も硬化したわけです。むしゃをするな、八十七号条約に明らかに抵触する国内法を通して、またこれは国際的な舞台で日本がたいへん

な批判を受けることになるし、日本の労働者は、国際的には八十七号に批准をしたけれども、国内法では痛めつけられておるといったような状態に差別をしている。あなたは何ら差別のないような答弁をしておりますけれども、差別はほんとうにないのですか。ないならば、それを御説明願いたい。○安井国務大臣 たとえば登録された団体は、当局側が交渉をする義務を負う、そういうふうにむしろ使用者側の義務規定を加重されております。しかし登録されていない団体だからといって当局との交渉ができないという規定はどこにもございません。またその団体自身すべての組合の議決をし、活動をするというもの自身に別に制限を積極的に設けておるものじやないと私どもは思っております。

○野原(覺)委員 登録団体には交渉の義務が使用者側にある、事実上の団体には義務規定がない、大きな差別じゃないか。これは重大な団結権の侵害になりますよ。あなたは事実上の団体をつくつて何ら侵害にならぬと言いますけれども、片一方は義務、片一方は義務でないということは団結権の行使の上について影響が大きいですよ。これは大きな差別です。法人格だってそうでしょう。登録団体は法人格を持つことができる、単一組織にしても、連合体にしても、ところが登録団体でないところのものは法人格を持つことができないとしても、他のものは法人格を持つことができる。差別じゃございませんか。こういったような差別といふものは、明らかに八十七号条約に抵触するじゃありませんか。八十七号条約にそのようなことをするなといふことだといふことで社会党が硬化したわけです。民社も硬化したわけです。むしゃをするな、八十七号条約に明らかに抵触する国内法を通して、またこれは国際的な舞台で日本がたいへん

な批判を受けることになるし、日本の労働者は、国際的には八十七号に批准をしたけれども、国内法では痛めつけられておるといったような状態に差別をしている。あなたは何ら差別のないような答弁をしておりますけれども、差別はほんとうにないのですか。ないならば、それを御説明願いたい。○安井国務大臣 たとえば登録された団体は、当局側が交渉をする義務を負う、そういうふうにむしろ使用者側の義務規定を加重されております。しかし登録されていない団体だからといって当局との交渉ができないという規定はどこにもございません。またその団体自身すべての組合の議決をし、活動をするというもの自身に別に制限を積極的に設けておるものじやないと私どもは思ております。

○野原(覺)委員 登録団体には交渉の義務が使用者側にある、事実上の団体には義務規定がない、大きな差別じゃないか。これは重大な団結権の侵害になりますよ。あなたは事実上の団体をつくつて何ら侵害にならぬと言いますけれども、片一方は義務、片一方は義務でないということは団結権の行使の上について影響が大きいですよ。これは大きな差別です。法人格だってそうでしょう。登録団体は法人格を持つことができる、単一組織にしても、連合体にても、ところが登録団体でないところのものは法人格を持つことができないとしても、他のものは法人格を持つことができる。差別じゃございませんか。こういったような差別といふものは、明らかに八十七号条約に抵触するじゃありませんか。八十七号条約にそのようなことをするなといふことだといふことで社会党が硬化したわけです。民社も硬化したわけです。むしゃをするな、八十七号条約に明らかに抵触する国内法を通して、またこれは国際的な舞台で日本がたいへん

内閣提出の雇用対策法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 雇用対策法案について質問をいたすわけですが、先日国会正常化の話を論説委員たちとやりましたら、最近の国会、というのはなまけています。大ざっぱな質問はするけれども、法案の逐条的な審議なんていうのはほとんどやつてないのではないかというおしかりを受けた。いや、そうではない、私はやっているのですということを言つたわけです。ほとんど私、法案の逐条全部勉強してくるわけですが、なかなか逐条をやるといふひまがないわけです。そこで、きょうは逆に逐条から先にやつて、そして総論は、大事なところはあとに入っていく、というのは、こういうニューフェースの法案、というのは、やはりこれはいろいろこの法案を取り扱つて今後行政をやろうといふ人たちが逐条解説、というものがないと、一体どういう考え方で政府はこの法案を出したかといふことがなかなかわからぬわけです。幸い労働省は法案を提出する場合に、各条文の要旨とともに、その説明をしてくださつておるわけです。同時に、その説明をしてくださつておるわけです。そこで、できるだけ省いて、問題になりそうな点だけをすつと御質問をさせていただきたいと思うのです。

まず第一に、第一条の目的についてはたくさん問題があるのですが、これは省略いたしましてじかに三条に入つていきます。

この三条の一項の五号ですが、「不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること」ということがあるわけです。そこで、現在私たちが雇用対策を出そうとする場合においては、当然こういふ不安定雇用といふものを安定雇用に持つていく、すなわち第一条の目的でそれが完全雇用の姿を達成するということなんです。完全雇用というのではなくとここれは、ここの場合における一条の完全

雇用、というのは安定雇用なんです。そこで、政府が

「不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するためには必要な施策を」やるという場合には、一体当面日本における不安定な雇用とやりましたら、最近の国会、というのはなまけています。大ざっぱな質問はするけれども、法案の逐条的な審議なんていうのはほとんどやつてないのではないかというおしかりを受けた。いや、そうではない、私はやっているのですということを言つたわけです。ほとんど私、法案の逐条全部勉強してくるわけですが、なかなか逐条をやるといふひまがないわけです。そこで、きょうは逆に逐条から先にやつて、そして総論は、大事なところはあとに入っていく、というのは、こういうニューフェースの法案、というのは、やはりこれはいろいろこの法案を取り扱つて今後行政をやろうといふ人たちが逐条解説、というものがないと、一体どういう考え方で政府はこの法案を出したかといふことがなかなかわからぬわけです。幸い労働省は法案を提出する場合に、各条文の要旨とともに、その説明をしてくださつておるわけです。同時に、その説明をしてくださつておるわけです。そこで、できるだけ省いて、問題になりそうな点だけをすつと御質問をさせていただきたいと思うのです。

まず第一に、第一条の目的についてはたくさん問題があるのですが、これは省略いたしましてじかに三条に入つていきます。

この三条の一項の五号ですが、「不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること」ということがあるわけです。そこで、現在私たちが雇用対策を出そうとする場合においては、当然こういふ不安定雇用といふものを安定雇用に持つていく、すなわち第一条の目的でそれが完全雇用の姿を達成するということなんです。完全雇用というのではなくとここれは、ここの場合における一条の完全

ね。こういうものについて別途に講ずると言うけれども、この雇用対策法、といふものはすべてをカバーしている法律だと思うのです。石炭の労働者たって、あるいは繊維の労働者たって、この法

項の五号といふものはうまく働かないわけです。そこでお互いにこういう法案を審議をして、これから現実のものとするためには、一体いま不安定雇用といふものはどういうものが現実にあるかと、いうことなんです。これをまず政府の認識をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○有馬政府委員 不安定な雇用状態にある労働者の実態といふのはいろいろございますが、代表的なものは臨時工、社外工あるいは季節出かせぎ労働者、こういった層に不安定な雇用状態が見られるわけでございまして、この実態を把握すると、いうことがまずその大前提になると考えております。

○有馬政府委員 この対策法の目的から申しまして、いまのようなケースは基本対策においてはこの雇用対策法の中に含まれるわけでございますが、個別的な特殊な対策についてはそれぞれの特別措置によって講じていく。今後起り得る繊維、特に合織部門等の合理化がかりに起つたとした場合に、この対策法で基本的に対処していくく。具体的に不十分な点はあるいは将来起つるかもわかりませんが、原則的にはこの雇用対策法で対処をしてまいり、こういう考え方でござります。

○有馬政府委員 そうしますと、ここに「不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること」とあるわけです。そうすると、いまあなた方が一般論として言われた臨時工とか社外工とかあるいは季節の出かせぎ労働者、というようなものは、一体どの程度の数が、現実の日本の産業界に潜在をしておつてあるかは顕在をしておつて、それをあなた方は一体何ヵ年間でどういう形で解消するというおつもりなんですか。「必要な施策を充実する」ということをお書きになつておるのです。

○有馬政府委員 出かせぎ労働者につきましては、私が全体として安定していないといふことはいえます。私は、私どもは六十万を下らないといふように推定をいたしておりますが、これもなかなか確実な数字は現在のところつかめておらない状況で、漸次確実な数字をつかんで対処してまいりたい。臨時あるいは社外工といふものは、大体雇用の形態が異なるわけですが、そういう石炭、たとえば繊維たつて同じですね、いま斜陽化の傾向にあるわけですね。

としましては臨時あるいは日雇いといふうな雇用形態をとつておる場合が多いわけですが、これはわれわれの調査資料によりますと、臨時工がこの三月で百六十七万、日雇いが百二十三万、こういうことに相なつております。こういつた雇用形態が不安定な労働者につきまして、まず

あなたの方としてはどういう産業にどういう具体的なプロセスを経て持つていくことになるのかといふことなんですね。というのは、たとえばさいぜん私が産業のことを出したのは、ここに石炭産業と石油産業と鉄鋼という三つのものを並べてみますと、石炭なんかに持つておける要素、といふのはもうほんとないわけです。それならば石油いうふうに持つていいけるか、鐵鋼にうんと持つていいけるかといふこと、それはいかぬでしょう。だから、ここに労働省が雇用対策法を出して不安定雇用、すなわち完全雇用を持つておるために、労働省だけの力ではこれはもはやいかんともしがたいわけです。必然的に、あなた方がこういう法律をつくれば、その受け入れる産業の側の態勢、といふもののが雇用対策法に関連をしてどうなるのか、ということをここに明らかにしてもらわないと、三条の一項五号といふものは生きてこないわけです。ただこういう訓示的なものを書いたらだけはどうにもならぬわけです。そういうところまで——私はあとでいろいろ具體的に聞きますが、逐条ですからあまり深くつづ込みませんが、そういうことまでおやりになつておるのかどうか、ということです。

○有馬政府委員 基本的には、御指摘のように産業政策、経済政策の裏づけがなければ、単に雇用の形態だけを改善するといつても、おのずから限度があると思います。そこで、雇用対策基本計画

を樹立する場合には、政府全体の経済施策との関連を考え、その調和をばかりながら計画を策定していく、こういう考え方で対処してまいり予定でございます。

○滝井委員 だから、そういう産業政策なり経

政策の裏づけといふものは、この法案の提出にあたっては十分なされておるでしょうか。こういうことを聞いているわけです。そうしないとこの三条の一項五号というものは単なる縁にいたもちになってしまふので、そういうことをしておるで

しょうね。これはやつておるということになれば、いずれあとで関連各省をここに呼んで聞かなければならぬことになるわけです。まだ逐条です

から、ただあなたのほうに、そういう準備があるでしようね、こういうことだけあるならある、ないならないと言つてもらつておけばいいわけ

です。

○有馬政府委員 この対策法案の同じ三条の第二項によつて配慮事項が規定されておりますが、これによつて十分配慮し対処してまいりたい、かよ

うに考へておるわけでございます。

○滝井委員 それは各省も十分納得した上のこと

ですかと、こういうことです。受け入れ態勢といふものには十分つくられておりますか。

○有馬政府委員 この法案が施行になりますれば、関係各省とのそういう体制は十分確立され

ていくと思います。

○滝井委員 それでは関係各省との関係は、この法案が成立した暁には十分確立されるということになりますから、そういう確認に立つて、次は三条の二項です。

「国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有效地に發揮することの妨げとなつてゐる雇

用慣行の是正を期するように配慮しなければならぬ。」とこうなつておる。問題は、労働者がその有する能力を有效地に發揮することを妨げている労働慣行といふものは、一体具体的には現在何をさすのか。

○有馬政府委員 まず第一には、学歴偏重といひますか、学歴中心の採用が行なわれておるという点。それから終身雇用というような特殊事情があつりますが、これは年功序列型賃金に裏づけられる、あるいはこれは年功序列型賃金に裏づけられるが規定されておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、ここだけちょっと突つ込みますが、学歴、経験年数中心で運営される体制を近代化する、それは学歴、経験主義から能力主義に転化していくことである、きわめて明快な御答弁です。そこで、一体能力主義というものはどういうようにして企業の内部において具体化していくかということです。

○有馬政府委員 そうしますと、いまの学歴中心の採用形態、終身雇用、それから年功序列の賃金体系と

单ではございませんけれども、漸次こういった慣行を是正しておるという考え方でこの配慮事項

が規定されておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、いまの学歴中心の採

用形態、終身雇用、それから年功序列の賃金体系と

いうようなものを、新しい雇用対策法を具体的に実施するにあたつて、労働省としてはそれをどう

いう形で——その三つの大きな国民経済の健全な発展なり産業基盤の強化改善なり、国土の均衡ある開発を、同時にそれらが妨げておることになる

わけです。したがつて、そういう雇用慣行というも

のは、これは当然打破し是正していかなければな

らぬ。具体的にどういう施策をもつてそれを是正

していくことになるのか。

○有馬政府委員 現在の労働市場は、御承知のよ

うに学歴と経験年数で構成されておる。これが中

心になって運営されておるわけでございますが、

この体制を近代化しなければならない。近代化の一番重要な要素は学歴、経験主義でなくて、やは

り能力主義の労働市場を形成しなければならぬ

ためには、企業主すなわち経営者の頭を変えなければならぬ。おやじ教育がまず第一に先行しなければならぬわけです。雇用対策法の中にはおやじ教育の部面というものはどこにもないでしょ

う。おやじ教育の部面がどこかありますか。

○有馬政府委員 第十条に、雇用に関する援助規定がございますが、ここに相当立ち入つて雇用主に対する援助をする、指導するという措置が規定

してございます。人によっては少し立ち入り過ぎ

るという非難もございますが、私どもとしまして

は第十条を活用いたしまして、十分雇用主の考え

方等については指導してまいりたい、こういうよ

うに考へるわけでございます。

○滝井委員 十条は公共職業安定所、公共の職業訓練等の機関は、労働者の採用、配置、適性検査、

雇用慣行といいますか、能力発揮を妨げておる雇用慣行につながつておる場合が相当ございますの

で、これらもこの際ぜひいろいろな角度から是正をはかつてまいり、こういうふうに考へておるわ

けでございます。

○滝井委員 そうしますと、ここだけちょっと

突つ込みますが、学歴、経験年数中心で運営され

る体制を近代化する、それは学歴、経験主義から

能力主義に転化していくことである、きわめて明

快な御答弁です。そこで、一体能力主義というも

のはどういうようにして企業の内部において具體化していくかということです。

○有馬政府委員 これは企業の雇用主の頭を変えなければならぬ問題でございますので、容易なこ

とではございませんけれども、雇用対策法によりますと、その第七条に、職業に関する調査研究

項目がございます。この条項によりますと、「職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。」こういうことになつておりますが、これらの研究の成果は必ず求人側に

おりますが、これらの研究の成果は必ず求人側にもあるいは求職者側にも情報として提供いたします

として、従来の考え方をできるだけ改めてもらつて

能力主義の体制を整備してまいり、こういうふうに考へておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、能力主義を具体化す

るために、企業主すなわち経営者の頭を変えな

ければならぬ。おやじ教育がまず第一に先行しなければならぬわけです。雇用対策法の中にはおやじ教育の部面というものはどこにもないでしょ

う。おやじ教育の部面がどこかありますか。

○有馬政府委員 第十条に、雇用に関する援助規

定がございますが、ここに相当立ち入つて雇用主

に対する援助をする、指導するという措置が規定

してございます。人によっては少し立ち入り過ぎ

るという非難もございますが、私どもとしまして

は第十条を活用いたしまして、十分雇用主の考え

方等については指導してまいりたい、こういうよ

す。ところが一つの企業が、技術革新のもとにおいて对外競争に勝とうとするには、企業の平均年齢というのができるだけ頭脳的に柔軟性に富んだ若さで、企業の構成員の年齢が平均化しなければいかぬという科学的な一つの方向があるわけです。この千代田化工建設というのはプロジェクトエンジニアリングの会社です。技術を売る会社です。これは戦後ずっと成長した会社ですが、平均年齢三十歳です。そこでそろそろこの会社にもある程度頭脳面に老龄化のきざしが見えてくるわけです。そこで老龄化のきざしの出る前にそういう制度をつくりたいということです。これがいわゆる能力主義に一つ方向を見出しているわけです。

そういうのが現実に出てきたわけですね。それで、日経連でも企業が一つの不況に直面をする

と、日本的なレイオフをやろうとしたけれども、

日本的なレイオフではやはり企業がかええていかなければならぬというので、日経連みずからおやめになつたのですね。これは能力主義までいつ

ないわけです。能力主義がいい悪いの問題ではない。少なくとも政府がこういう法案をお出しになつて、この雇用の古い、いわば日本の国民経済

の発展なり労働者の能力を十分發揮するための妨

げになつてゐる慣行を打破しようとするならば、

やはり具体案というものを労働省が持つていなければ話にならぬわけです。私はいま一つの例を出

した。すでに日本の企業の中で、いま言った千代

田化工建設などというのは二年ごとにひとつやろ

うといふので、最近労働組合に提示している。そ

ういうのがある。そういうのがあるとすれば、労働省としては、方向としてはこういう方向でやりま

す。しかもその一つの経営者に対する資料として

は、いまあなたの言られた職業に関する調査研究

というような、こういう一つの機関もつくります。しかしそれはおやぢ教育にはならないのです。

だから、経営者の頭の切りかえにはならないのです。経営者の頭の切りかえにはないのですが、私が雇用対策法にはないのですが、私は見てみた。

だから能力主義をやろうとすれば、その能力とい

うものは経済の伸展とともに、どういう能力がこ

ういう企業に適応するかということは、基準が変わってくるのです。毎年変わってくる。そうする

と、変わってきたということをやはりおやぢにも

きちつと教えなければならぬ。だからむしろ私は

こういう職業に関する調査研究のほかに、やはり

企業の経営者を集めて、そういう雇用対策、いわば

働く人たちの力を最大限に發揮するための機関

をつくって、おやぢ教育をやる必要がある。日本

のいまの経営者の経歴その他を調べて、ごらんさ

い、下からたき上げた人がまだ相当日本の企業

の中核部を占めていますから、そういう人たち

は新しい科学的なものを持ち得るという傾向もあ

りますけれども、やはり自分の得た知識と経験と

を土台にして、がんこにそれを守つていこうとい

う傾向があるわけです。だからそういう企業家

を、やはり明治以来ずっと伝統的に持つていい

企業家の頭の切りかえをやらないと、雇用対策

法というものを出しても画竜点睛を欠くことにな

るという面がないのですよ。だから、私は、よく

研究その他をおやりになるのはいい。だけれど

もそういうものをつくらないと、この能力主義、

実力主義といふのは、これはその評価が時代と

ともに動いていくのだから、これはえこひいきで

あってはならぬわけですよ。公正でなければなら

ないのです。そうすると、たとえばきょうの日本

経済新聞の社説をあなたごらんになつたかどうか

知りませんが、これをごらんになると、自己申告

制度の実績の積み上げ、そして同時にその企業で

総じて納得のいく人事労務管理的な行政が行なわれている。だから、自分で申告させるわけです。

私はこういう適応性を持つております。私はこう

いう欠陥を持っています。こういうこともやら

なければいかぬ。ところがいまはそういうことで

ないでしよう。日教組の勤務評定その他のごらん

になつても、校長にやらせる。先生がみずからや

う、「委員長退席、竹内委員長代理着席」

さらに求人者に対する指導体制が弱いという御指

摘がございましたけれども、さかのぼつて第一条

の目的のところにも、その第二項に、事業主の

雇用管理についてはその自主性を尊重しながら、

労働者の職業を安定させるための事業主の努力を

がみずから申告するというのをやつたところがあ

ります。方針として、やはりそういうおやぢ教

育といふものをどこでやらなければいかぬ。こ

ういうものだけをおつくりになつても、それは問

題なんですよ。あなたの方のいまの三条は非常に大きくなつておるのでですよ。国民経済の健全な発展、

それから企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある

開発、そして雇用機会の着実なる増大、地域間に

おける就業機会の不均等の是正、労働者の能力を

発揮する。きわめていいことばかりを羅列をして

おるけれども、おやぢは一体どうするのだといふ

と何もない。頭を切りかえますということは、答

弁では出たのですけれども、ないのです。だから、

私はそういう点でも画竜点睛を欠いておるという

ことを言いたいわけです。すでに日本で、千代田

化工建設のように、二年ごとに更改装します。

私はそういう点でも画竜点睛を欠いておるという

ことを言いたいわけです。すでに日本で、千代田

化工建設のようになりますからね。だから、

改めましょう、そして四十歳ないし四十五歳になつたら、二年ごとにひとつあなたの能力をお互

いに話し合つて格づけいたします。こういう

会社さえ現実に出てきているのですからね。だか

ら、能力主義といふことを言われたことにについて

は、この法案の精神はわかつた。それを具体的に

どう実施するかということについて、職業のために

の研究機関だけはつくつた。しかしそれを具体的に

に実践をしていく方途といふものについては明白

でないわけです。だから、それをひとつこの三条

では国の施策として明らかにする必要がある。

○有馬政府委員 滝井先生御指摘の求人者とい

うのではありませんが、先ほどの十数ももちろんそのた

めの規定でございまして、私はこの

の調査研究をしてその成果を得た場合に、どうい

うふうにして求人者に指導を加えるかといふ問題

でございますが、先ほどの十数ももちろんそのた

めの規定でございまして、私はこの

前の第九条に求人者に対する指導規定がござ

います。これで積極的に求人者の指導に乗ります

から、経営者の頭の切りかえにはならないのです。

だから、経営者の頭の切りかえの政策といふもの

が雇用対策法にはないのですが、私は見てみた。

だから能力主義をやろうとすれば、その能力とい

までの間のその中身について、それが完全雇用であり、労働者の能力を發揮するような姿にしていくこと。一般的に普遍的にしていくということは、国として当然やらなければいかぬことであって、その中で雇い入れと解雇だけ、入り口と出口だけを私たち見ておるのだ、中はどうでもいいということではないはずです。そうでなければ、中がうまく充実しておらなければ、完全雇用体制は確立できない。能力が発揮できないのです。だからその点は、これは何もあなた方が中のことをおそれる必要はないので、労働基準の違反をしておるかどうかということは、中に入つてみなければわからぬわけです。労働基準に違反をするような雇用形態というものは間違つておる雇用形態であるから、びしひし直さなければいかぬ。だから、そういう点は何もあなたの方委縮する必要はないので、雇用の内部について何も労働者が全部干渉しろと言わない、しかし不当な間違つたことをやつておる人については、断固として法をもつてこれは干渉し、取り締まらなければならぬと思うのです。私はそういうところを言つている。そういうところを日本の雇用といふものは直されはいないのですよ。あとでちょっと触れますが、直されはいない。だから、あなた方がいままでの年功序列なり終身雇用体系をおつくりになる。そういうところを日本の人については、やはり能力主義。能力主義といふことは、なれば、そこではやはり賃金といふものは、うなことが三号のところに書いてある。あなたのうの基本となる施策といふのは、こういうたとえは、職業訓練所をつくるとか住宅を何戸つくらうか、二号は、「技能労働者を養成確保する」とか、労働者の住宅その他の福祉を増進するとかいうよ

「職業指導及び職業紹介の事業を充実する」というように考えております。

○**滝井委員** その三條の一項の一号から六号までのように対応していくか、こういう施策の基本方針を織り込んで計画をつくりたい、こういふように考えております。

○**滝井委員** その三條の一項の一号から六号までのものですね、その「基本となるべき事項」といふのは、具体的にはどうしたことなんですか。これらはたとえば、三條の一項の一號といふのは、か、二号は、「技能労働者を養成確保する」とか、三條の各号の政策の羅列ではなくて、十分その内容について質的な面、それから四項におきましても同様なことを書いてございますが、たとえば、特定の職種とか中小規模の事業等についてどのよだんな配慮を加えていくかといふことで、単に三條の各号の政策の羅列ではなくて、実態、問題点を把握し、その問題点に対応していくための具体的な方向をはつきりしろ。こうしたことで特に注意と申しますか配慮すべき事項として三項、四項があるわけ

○**住説明員** 先ほども申し上げましたように、雇用の問題点といたしまして、たとえば、技能労働力の問題点といふこと、雇用の入り口と出入口だけだということでは、私は隔靴搔痒の感あります。これはあとで触れます。そこにはそれくらいにして、次は四条の二項の二号。この四条は雇用対策基本計画の策定ですね。「労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画」すなはち雇用対策基本計画、雇用の需給の計画ですね。これを策定しなければならない」というなつておるわけです。そこでいま

なぬ。「雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおり」とあって、「雇用の動向に関する事項」の次の二項の二号です。「前条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項」、この「施策の基本となるべき事項」というのは、どういうことですか。

○**住説明員** まず一号にありますように、将来的に雇用を展望した場合にいろいろ問題点が把握できるわけでございますが、そういう問題点を把握した上で前条第一項の各号一一号から六号までに掲げてある施策をそれぞれの問題点に對処してどう

なると、そのことは二項じゃなくて四条の三項にあるわけですね。「雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他の労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。」ちゃんと書いてある。そうすると、二項の二号と三項とは、これは同じことをいつておるのですか。

○**住説明員** 結局四条の三項は、基本計画を定めるにあつて、特に単にそれは量的と申しますか、そういうものではなくて、十分その内容について質的な面、それから四項におきましても同様なことを書いてございますが、たとえば、特定の職種とか中小規模の事業等についてどのよだんな配慮を加えていくかといふことで、単に三條の各号の政策の羅列ではなくて、実態、問題点を把握し、その問題点に対応していくための具体的な方向をはつきりしろ。こうしたことで特に注意と申しますか配慮すべき事項として三項、四項があるわけ

○**滝井委員** まあ具体的にあとでまた私、農業その他を挙出して聞きますけれども、どうもいまの答弁では「施策の基本となるべき事項」というのが明らかでないのですね。いまのあなたのようないうところはちつとも言わずに、ただ雇用の入り口と出入口だけだということでは、私は隔靴搔痒の感あります。これはあとで触れます。そこにはそれくらいにして、次は四条の二項の二号。この四条は雇用対策基本計画の策定ですね。「労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画」すなはち雇用対策基本計画、雇用の需給の計画ですね。これを策定しなければならない」というなつておるわけです。そこでいま

題点ごとに必要な対策の規模なりテンポといふものとおり」といふように考えております。

○**滝井委員** そうしますと、そのことは二項じゃなくて四条の三項にあるわけですね。「雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他の労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。」ちゃんと書いてある。そうすると、二項の二号と三項とは、これは同じことをいつておるのですか。

○**有馬政府委員** 経済全般に関する計画との調和の問題でございますが、この調和といふ意味は非常にむずかしいでございますけれども、広辞苑の解釈によりますと、「矛盾または衝突なく互に常に合すること」。こういう解釈がついておりまして、このことばを用うるについては、整合だとかいろいろなことばを考えてみたのでございます。

○**滝井委員** まあ具体的にあとでまた私、農業その他を挙出して聞きますけれども、どうもいまの答弁では「施策の基本となるべき事項」というのが明らかでないのですね。いまのあなたのようないうところはちつとも言わずに、ただ雇用の入り口と出入口だけだということでは、私は隔靴搔痒の感あります。これはあとで触れます。そこにはそれくらいにして、次は四条の二項の二号。この四条は雇用対策基本計画の策定ですね。「労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画」というふうなことを言つておるから、寛容と忍耐から寛容と調和になつたんだから、したがつて今後は労働政策と経済政策もお互いにそことなく均衡のと形であった、しかし佐藤さんが調和の政策といふことを言つておるから、寛容と忍耐から寛容と調和をつけていく、こうしたことになります。

○**滝井委員** そうすると、いままでは雇用計画といふのは経済のしりぬぐいをやり經濟に從属した形であった、しかし佐藤さんが調和の政策といふことを言つておるから、寛容と忍耐から寛容と調和をつけていく、こうしたことになります。

○**滝井委員** そうしますと、いままでは雇用計画といふのは経済のしりぬぐいをやり經濟に從属した形であった、しかし佐藤さんが調和の政策といふことを言つておるから、寛容と忍耐から寛容と調和をつけていく、こうしたことになります。

○有馬政府委員 経済政策の中における雇用対策基本計画の位置づけの問題ですが、これは抽象的には調和の一語に尽きるわけでございまして、お互いに矛盾なく政策を立案し施行していく、こういうことでございます。

○滝井委員 その場合に、たとえばいま鉄鋼で例をとつてみれば、鉄鋼というのは非常な設備投資をおやりになつたわけです。そして、ここでは相当の労働力をかかえてきているわけです。しかし、こういう戦略的な大企業といふものは、やはり新規若年労働力の雇用といふものをやっておかないと、将来の拡大に備えることができないという場合があるわけです。そこで、たとえば来年なら来年卒業する新卒者を採用通知だけは出す。しかしいつ仕事に来いといふことは書いてないのですね。」)いうことが行なわれたわけです。これは御存じのとおり、八幡製鐵その他で二千人も二千五百人も待機をやらしたんですね。」こういうことは今後行なわれないといふことなんでしょう。もう採用したら、それは少なくとも四月一日からはいつからも全く私企業としての利益を確保するため、とにかく大企業だからみんなあがめている、だからとにかく採用通知だけ出しておけ、働くのはいいでもいい、そういう若いあこがれてきた者は首切るのもいつでもできるんだというような形が行なわれたでしょう。いわゆる待機です。採用はしておくれども、いつ来いと言つてこなかつた。いつか宮崎などこの國鉄に採用された人が自殺しましたね。そういうことは、今までと違つて経済、企業に隸屬しておった人間が今度は雇用計画を通じて対等にものが言えるということなんですから、そういう形は今後行なわれないと云ふことは許されませんぞ、幾ら企業が自主的に労務管理をやると言つたって、そういうことは許されませんぞということにはなるのでしょうかね。

○有馬政府委員 かかる高度成長時代の設備投資過剰に伴う労働力の問題、これはいろいろ

今日においては批判があるわけでございますが、私どもも労働力管理をこの雇用対策法に基づいて積極的にやつていこう、こういう考え方でござりますので、特に需給の逼迫しておる若年層の労働力をついて、大企業がその地位といいますか力を利用して恣意的に必要以上に確保する、あるいは場合によっては、先ほどのように八幡あるいは東レに見られたような待機制度を採用するというふうな横暴は、私は許されない問題だらうと思います。これまでもそいつた八幡、東レあるいは国鉄の一部に見られた待機制度に対しては、私どもも積極的に企業の反省を促しておるわけでございますが、これからはこの対策法が施行になり、雇用対策基本計画といふものが樹立されていくれば、なおさらそういう弊害は未然に防止していく、こういう積極的な努力をしてまいりたいと考えております。

○滝井委員 非常にいいこと言つていただき、大臣、それは間違いないでしようね。政治として佐藤内閣として、そういう施策といふものを持ちつと企業に対し警告をし、やっていくといふ聲明をひとついただかぬと、事務当局だけでは、いやいやそれは大臣は言わなかつたといふのじゃ困りますからね。事務当局は非常にきれいごと言つていただいたのだから……。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

○小平國務大臣 この基本計画ができますならば、これの実施にあたつて、それぞの所管の大 臣なり長に向かつて労働大臣は必要な要請をすることができるということも、第五条にうたつてあります。のみならず、第九条の第二項においても、この求人者に対する指導の関係でござります。これが現実に起きたという場合には、先ほど申しましたような規定によつてそれを解消させる、こういうことに労働省はすることができる、こういうことだと思うのです。

○滝井委員 そうしますと、御存じのとおり、ことし経済成長といふのはやはり七・五%と七・五%の成長をするわけですね。そうすると、労働力は六六年をピークとしてぐつと減少形態をとるわけです。その場合、一体経済が——まだ新経済計画は出ておりませんけれども、ことしの予算編成その他の過程から見ますと、七とか七・五の成長をするわけです。たとえば、七・五の成長を経済が続けていくとすれば、労働力の不足といふのはどの程度になるのですか。

○住説明員 御承知のように、四十一年度の雇用計画申上げましたとおり、御指摘のようによつて他の求人の方法について指導することがであります。そこで、「求人の時期、人員又は地域その他の求人の方法について指導することがでありますよ」ということを、所管の大蔵を通じてなり、あるいは直接求人者に対して要請なり指導なりをしていくことになります。

○滝井委員 その七・五%といふのは、すでに

りをしていく、こういうことに相なろうかと思ひます。

○滝井委員 今度雇用対策法で雇用対策基本計画ができると、そういうことが起きたときにやつちや困るよといつてなくて、調和するといつてことは起らなくなる、こういう矛盾がなくなると、そういう御

大臣なり長に向かつて労働大臣は必要な要請をすることができるということも、第五条にうたつてあります。のみならず、第九条の第二項においても、この求人者に対する指導の関係でござります。これが現実に起きたという場合には、先ほど申しましたような規定によつてそれを解消させる、こういうことに労働省はすることができる、こういうことだと思うのです。

○滝井委員 そうしますと、御存じのとおり、ことし経済成長といふのはやはり七・五%と七・五%の成長をするわけですね。そうすると、労働力は六六年をピークとしてぐつと減少形態をとるわけです。その場合、一体経済が——まだ新経済計画は出ておりませんけれども、ことしの予算編成その他他の過程から見ますと、七とか七・五の成長をするわけです。たとえば、七・五の成長を経済が続けるわけですね。たとえば、七・五の成長を経済が続けていくとすれば、労働力の不足といふのはどの程度になるのですか。

○住説明員 御承知のように、四十一年度の雇用計画申上げましたとおり、御指摘のようによつて他の求人の方法について指導することがであります。そこで、「求人の時期、人員又は地域その他の求人の方法について指導することがでありますよ」ということを、所管の大蔵を通じてなり、あるいは直接求人者に対して要請なり指導なりをしていくことになります。

○滝井委員 その七・五%といふのは、すでに

濟企画庁なり佐藤総理なり一貫してここで説明をしてきているわけです。池田さんのときのように一割とか一割五分の成長と言っているわけじゃないわけです。きわめてつましやかな七・五%と言っているわけです。それで物価は七、五、三——七%から五・五%、それから三%そこそこの、こう物価はこれから下がる、こういうことで言つておられるわけでしょう。それで物価は七・五%と三——七%から五・五%、それから三%そこそこのものが出てくるわけだから計算できるはずでしょうね。一体四十一年はどのくらい、四十二年はどのくらい、四十三年、四十四年、四十五年まで言つてみください。数字が出ておるはずですよ。あなたたのほうでわからなければ經濟企画庁でもかまわないし、労働者の統計調査部でもかまわぬですよ。そんなことがわからぬで調和なんてできやせぬ。

○住説明員 将來の雇用需要を正確に予測すると

いうことはなかなか困難かと思います。そこで、私どもの現在の計算で、ごく大まかに考えておりま

すことは、たとえば、学卒を中心とする新規労働力の供給は、大体確実に将來の予測ができるわけ

でございます。それと、經濟の發展の要素を度外視しまして、死亡、引退の補充需要の計算も、こ

れも大体過去の傾向からごく大まかな推算是でき

るのでございます。そういうことを考えてみますと、たとえば昭和四十年度におきましては、学卒

供給が百五十六万、死亡、引退の補充需要が約百四十万、要するに学卒供給が補充需要を上回っておるということが言えるのでございますが、四十年度になりますと、学卒供給が少なくなり就業者人口がふえる、こういう關係で学卒供給だけで補充需要さえ埋められなくなる、こういうよう

なことが推定されるのでございます。さらに、今後

の経済の發展に応じまして、新規の純増の雇用需要がどうなるかということにつきましては、い

ろいろ生産性の要素等もからみ合いまして、必ずしも明確な推計はできないわけですが、そういう点につきましては、今後、将来のこの法

案にあります雇用対策を進めていく場合に、雇用の動向という面でそういう需要をどのように考えていかかということについて十分研究した上で、三——七%から五・五%、それから三%そこそこの、こう物価はこれから下がる、こういうことで言つておられるわけでしょう。それで物価は七・五%と三——七%から五・五%、それから三%そこそこのものが出てくるわけだから計算できるはずでしょうね。一体四十一年はどのくらい、四十二年はどのくらい、四十三年、四十四年、四十五年まで言つてみください。数字が出ておるはずですよ。物価はとにかくとして、七・五%の經濟成長を見た場合に、そのときに雇用の弹性係数というものが出てくるわけだから計算できるはずですね。

○有馬政府委員 いろいろのファクターを動かさなく

いってかまいませんから、昭和四十年に学卒供給は百五十六万で、死亡、引退等の補充交代労働力

百四十万、そこに十五、六万余剥が出てきておるから、これは何とかいける。そうすると四十一、四十二、四十三、四十四、四十五と労働省はこう

いうことを何もやつていないということになつて、そうしてこういう法案を出すなんというこ

とは、ナンセンスですよ。少なくともこれから經濟の五カ年計画を新しくつくろう、防衛力の五カ年計

画をつくろうといって、松野さんところでも用意する、それから藤山經濟企画庁長官のところで

も用意しておるというのに、これから物動計画に従属せず対等にものを言う労働省が、しかも調査部を持たなければとにかく、統計調査部を持つ

て、こうしてこのようにこの法案を出すなんといふうをいいですか。それを、あなたのほうができなければ、

今後政府が樹立します長期計画にあたりましては、雇用需要の測定といふことはまたあらためて、ふうな場合も相当あるかと思います。そこで、雇用需要の構造がどういうふうに変化するか、それに見合つておるわけではございませんが、經濟計画全

額をいたしまして、供給サイドの見通しは十分持つておるわけでござりますので、供給サイドをむしろ中心にして需要面を検討しなければならぬといふうなことを検討した上で今後の雇用需要の測定をいたしまして、供給サイドの見通しは十分持つておるわけですが、これができないはずはないでしょ。できな

いですか。それを、あなたのほうができなければ、

私のほうで經濟企画庁にやつてもらいます。そんなふうに考えておるわけですが、

○有馬政府委員 雇用需要の測定といふものは、供給の需給状況が少なくともわからぬなんといふうをい

うかというと、これが一番ポイントなんですよ。いや、これはいまからやる価値がないですよ、そ

のくらい明らかにしなければ、私はなぜここを言つておるわけですが、これが一番ポイントなんですよ。い

うかのところが少なくともわからぬなんといふうをい

ておるわけですが、これが一番ポイントなんですよ。いってかまいませんから、昭和四十年に学卒供給は百五十六万で、死亡、引退等の補充交代労働力は百四十万、そこに十五、六万余剥が出てきておるから、これは何とかいける。そういう把握の上に対策をつくつていく、こういふうことにしたいと考えておるわけでございます。そういう把握の上に対策をつくつていく、こういふうに考えていくかということについて十分研究した上で、三——七%から五・五%、それから三%そこそこの、こう物価はこれから下がる、こういふうことで言つておられるわけでしょう。それで物価は七・五%と三——七%から五・五%、それから三%そこそこのものが出てくるわけだから計算できるはずですね。

○有馬政府委員 いろいろのファクターを動かさなく

いってかまいませんから、昭和四十年に学卒供給は百五十六万で、死亡、引退等の補充交代労働力

は百五十万で、死亡、引退等の補充交代労働力

は百四十万、そこに十五、六万余剥が出てきておるから、これは何とかいける。そういう把握の上に対策をつくつていく、こういふうに考えているわけでございます。

○有馬政府委員 雇用需要の測定といふことはまたあらためて、ふうな場合も相当あるかと思います。そこで、雇用需要の構造がどういうふうに変化するか、それに見合つておるわけですが、これができないはずはないでしょ。できな

いですか。それを、あなたのほうができなければ、

私のほうで經濟企画庁にやつてもらいます。そんなふうに考えておるわけですが、

○有馬政府委員 いまその新しい長期計画を策定中でございまして、産業構造がどういうふうに変化していくかということを見きわめて雇用需要を

はじかなければ、かつての七・五%想定時代の前提でいろいろな仮定をもうけて測定してみる、こ

ういう御注文かもわかりませんけれども、これはやれぬことはないと思いますが、やはり新しい長

期計画に見合つた雇用需要の測定といふことを今後やっていきたいのですが、そんなもの出ないは

ずはないですよ。そちらの学者の書いたものだつたのだと私は見たのですよ。

○有馬政府委員 いまその新しい長期計画を策定中でございまして、産業構造がどういうふうに変化していくかということを見きわめて雇用需要を

はじかなければ、かつての七・五%想定時代の前提でいろいろな仮定をもうけて測定してみる、こ

ういう御注文かもわかりませんけれども、これはやれぬことはないと思いますが、やはり新しい長

期計画に見合つた雇用需要の測定といふことを今後やっていきたいのですが、そんなもの出ないは

ずはないですよ。そちらの学者の書いたものだつたのだと私は見たのですよ。

できませんということは、産業構造、いわゆる経済政策に従属しているのですよ。それではいかぬのです。私はなぜこれを求めるかというと、私の言いたいのは、雇用計画によつて産業構造を変えなければならぬということなんです。私は逆の見方をしているのです。それはどうしてかといふと、もしごとに、七・五の経済成長でずっと四十五年まで伸ばしていった、ところがそこに労働力が百万どうしても不足するということになれば、この百万の労働力を一体どこから出してくるかということが問題なんです。出してくるところは二つしかない。中小企業から出すか、農業から出すか以外にないのです。もう一つ、第三次産業がありますよ。これはあとで質問しますが、いまイギリスの労働党が運命をかけて雇用税の需要を引き締めて輸出に転化していくわけですね。こういう政策をとった。ところがそれではもはやどうにもならぬので、イギリスの労働党の政策は雇用政策を中心にして経済政策を開拓しようとしておる。いわゆるボンドの危機を開拓しようと、同時に国際収支を安定化しようとしておるわけです。すなわち、雇用をもつていまや経済を主導しようとするのがイギリスの労働党の政策でしょう。そういう政策があるわけなんです。いまの安定局長の考え方なら、産業構造がどう変わるかを見てから計画を立てると、産業構造に従属しておるのですから、それではもはや資本主義の自由放任のままに、いわば資本の恣意によって労働力は左右されることになつて、対等と調和ではないですよ。

○有馬政府委員 これは先ほどの調和の問題になるわけですが、やはり需要の面を測定しながら供給の面が正確に測定できますので、供給面からの制約といふことが今後の長期経済計画の場合に一番大きな問題になると思います。従来のように、過剰時代のように労働力は経済計画に見合つて数

だけそろえればよろしい、幾らもあるのだと逆の見方をしているのです。それはどうしてかといふと、もしごとに、七・五の経済成長でずっと四十五年まで伸ばしていった、ところがそこに労働力が百万どうしても不足するということになれば、この百万の労働力を一体どこから出してくるかということが問題なんです。出してくるところは二つしかない。中小企業から出すか、農業から出すか以外にないのです。もう一つ、第三

次産業がありますよ。これはあとで質問しますが、こういう質問をしたら、あなた方はそれはなかなか答えができない。それならば逆に、供給計画というものはできている、こういうことですね。労働力の供給計画というものはできます、そうするということでございます。

○有馬政府委員 そうしますと、私は、経済成長というのを七・五と見てどの程度の需要が出てくるか、こういう質問をしたら、あなた方はそれはなかなか答えができない。それならば逆に、供給計画というものはできている、こういうことですね。

○有馬政府委員 この百八十万というものは新規若年労働力ですか。それとも、年間百八十万の中に、いわば新規若年労働力が幾らで、それから農業その他の家庭従事者なり世帯主なり、あるいは中小企業の家事従事者なり自営業者がどの程度入っているかなど程度の、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 この百八十万は新規学卒を中心でございますが、その他の労働力の流入もございませんので、この内訳、ちょっといきますぐには出にくいで、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 四十一年に百七十八万、これは新規若年の労働力ですね。そうしますと、それが四十

五年に百三十五万と約四十万減少していく。そうすると、四十二年、四十三年、四十四年といふ年の途中をちょっと一緒に言つてください。

○有馬政府委員 そうしますと、それは四十一年に百三十五万で、これが新規学卒して、四十五年には百三十五万、これが新規学卒して、四十五年には百三十五万、これが新規学卒して、四十五年には百三十五万、これが新規学卒して、四十五年には百三十五万と、これから五カ年間の供給計画というはどうなつておるので

すか。

○有馬政府委員 供給計画ではなくて、供給力は確実に把握しておる。これは御承知のように四十一年度百七十八万をピークとして漸減をいたしまして、四十五年には百三十五万、これが新規学卒者との供給力でございます。これが供給サイドの一番大きな要素でございます。この見通しは確実に持つておりますので、需要サイドの事情がわかれてしまう。そういう政策があるわけなんです。いまの安定局長の考え方なら、産業構造がどう変わるか見てから計画を立てると、産業構造に従属しておるのですから、それではもはや資本主義の自由放任のままに、いわば資本の恣意によって労働力は左右されることになつて、対等と調和ではないですよ。

○有馬政府委員 これは先ほどの調和の問題になりますが、やはり需要の面を測定しながら供給の面が正確に測定できますので、供給面からの制約といふことが今後の長期経済計画の場合に一番大きな問題になると思います。従来のように、過剰時代のように労働力は経済計画に見合つて数

う数字でございます。

ただそろえればよろしい、幾らもあるのだというふうな時代は過ぎ去つておりますので、必ず今後の新長期計画においては供給面からの制約をいきたい。これは雇用対策法の基本計画を背景に経済計画のほうに積極的に発言をしていく、こう考へ方で今後の長期経済計画の樹立策定に臨んでおられます。それは、雇用対策法の基本計画を背景に、もつと積極的に行なうべきであるという点では滝井先生のお考へ方と一致しております。そういう

○有馬政府委員 この百八十万というものは新規若年労働力ですか。それとも、年間百八十万の中に、いわば新規若年労働力が幾らで、それから農業その他の家庭従事者なり世帯主なり、あるいは中小企業の家事従事者なり自営業者がどの程度入っているかなど程度の、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 この百八十万は新規学卒を中心でございますが、その他の労働力の流入もございませんので、この内訳、ちょっといきますぐには出にくいで、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 この百八十万は新規学卒でございますが、その他の労働力の流入もございませんので、この内訳、ちょっといきますぐには出にくいで、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 そうしますと、四十一年から四十五年に對して供給力といふのは十万程度ずつずつと減少をしていく。ここ四、五年のうち、文化がだんだん進むと、この新規若年労働力の上級学校への進学の率がもう少し下がり、ふえるということがあります。むしろこの四十五年の百三十五万といふのは減る可能性のほうが強いわけですね。そうしますと、過去の経済の発展の状態等から考えても、やはり百八十万やそこらぐらは需要が伸びていくということは考えなければならないと思うのです。そうすると、これはなかなかいいへんなことになるわけです。そこでわれわれがここで問題にしなければならないのは、そういう形になつたときに、日本の経済構造といふのはどう変わつてきますから、その増加する需要をどこかの産業かから出でてこなければならぬことになるわけです。

○有馬政府委員 四十二年は百六十六万、四十三年は百五十九万、四十四年は百四十四万、こういふ数字でございます。

○有馬政府委員 これが見てもわかるように、十万ずつぐらいの数がずっと減っていくわけですね。そうすると、今度逆にお尋ねしますが、過去において、毎年労働力の需要の増加のテンポというのほどの程度、何万ぐらいのテンポで増加をしておきましたか。

○有馬政府委員 昭和三十年以降十年間に、年平均百八十万雇用者が伸びております。

○有馬政府委員 これが見てもわかるように、十万ずつぐらいの数がずっと減っていくわけですね。うに、選別雇用税といふものをかけておるわけですね。その雇用税の内容は、経済全体を三つの産業部門に大別して、第一がサービスと建設部門、第二が地方公共団体、国有企業、運輸業、農業、第三が製造工業です。ホワイトカラーとブルーカラーに分けますと、ホワイトカラーに殺到する人が多いのです。ブルーカラーに行き手がいなくなっているのです。そこでブルーの賃金を上げざるを得ないことがあります。ところがちつとやそつと新規若年労働力が幾らで、それから農業その他の家庭従事者なり世帯主なり、あるいは中小企業の家事従事者なり自営業者がどの程度入っているかなど程度の、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 この百八十万は新規学卒でございますが、その他の労働力の流入もございませんので、この内訳、ちょっといきますぐには出にくいで、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 この百八十万は新規学卒でございますが、その他の労働力の流入もございませんので、この内訳、ちょっといきますぐには出にくいで、お願いしたいと思いますが……。

○有馬政府委員 そうしますと、四十一年から四十五年に對して供給力といふのは十万程度ずつずつと減少をしていく。ここ四、五年のうち、文化がだんだん進むと、この新規若年労働力の上級学校への進学の率がもう少し下がり、ふえるということがあります。むしろこの四十五年の百三十五万といふのは減る可能性のほうが強いわけですね。そうしますと、過去の経済の発展の状態等から考えても、やはり百八十万やそこらぐらは需要が伸びていくということは考えなければならないと思うのです。そうすると、これはなかなかいいへんなことになるわけです。そこでわれわれがここで問題にしなければならないのは、そういう形になつたときに、日本の経済構造といふのはどう変わつてきますから、その増加する需要をどこかの産業かから出でてこなければならぬことになるわけです。

○有馬政府委員 イギリスは一体いまど

どういうふうに流れたかというと、八割がサービス業に流れてしまつた。あとで日本の状態も各論——各論といふか、いま各論に入つておるのと、イギリスでは、結局製造部門といふのは生産の四割を輸出しておるので。サービス部門は八割しか輸出してない。だからイギリスのボンドを守つていくために、すなわちボンドを安定させて国際収支を安定させるためにはこうのことやらざるを得ない。結局ゴーストップ政策といふ保守党のとつておった政策から、イギリスの労働党的政策は人間を中心経済を立て直そうとしておるわけです。こういう形になつておるので藤山さんが小平さんのほうに三拜九拜して、ひとつこいつどころに何とか労働力を配置することのほうが国家全体から見ていいのじやないだろうか、そういう形の議論ができる方向に持つていか立することによつて、佐藤内閣も初めていわば人間尊重の政治ができ、社会開発の芽が出ることになるわけです。だから、そういう点をもう少し小平さん、がんばつてもらわなければいかぬですよ。全部有馬さんまかせ、そこらのあなたの後輩まかせではないかぬわけです。船は帆まかせ、帆は風まかせということではうまくいかないので。だから、いま調和といふいことばをつてきておるわけですから、一挙に経済計画を長期の雇用計画に從属させようとは私は言いませんが、少なくともまず対等くらいのものを言えるようにする。雇用の供給計画といふものが日本の産業構造といふものを見中心に再編成するといふ最大のチャンスだと思います。絶好のチャンスですよ。これを活用すれば、労働省の権威といふものはうんと上がるのです。私は労働大臣がいまや重要な閣僚、副総理

格になるといふくらいままで小平さんのときに持つていいつてもらいたいと思うのです。どうですか。ス業に流れてしまつた。あとで日本の状態も各論——各論といふか、いま各論に入つておるのと、イギリスでは、結局製造部門といふのは生産の四割を輸出しておるので。サービス部門は八割しか輸出してない。だからイギリスのボンドを守つていくために、すなわちボンドを安定させて国際収支を安定させるためにはこうのことやらざるを得ない。結局ゴーストップ政策といふ保守党のとつておった政策から、イギリスの労働党的政策は人間を中心経済を立て直そうとしておるわけです。こういう形になつておるので藤山さんが小平さんのほうに三拜九拜して、ひとつこいつどころに何とか労働力を配置することのほうが国家全体から見ていいのじやないだろうか、そういう形の議論ができる方向に持つていか立することによつて、佐藤内閣も初めていわば人間尊重の政治ができ、社会開発の芽が出ることになるわけです。だから、そういう点をもう少し小平さん、がんばつてもらわなければいかぬですよ。全部有馬さんまかせ、そこらのあなたの後輩まかせではないかぬわけです。船は帆まかせ、帆は風まかせということではうまくいかないので。だから、いま調和といふいことばをつてきておるわけですから、一挙に経済計画を長期の雇用計画に從属させようとは私は言いませんが、少なくともまず対等くらいのものを言えるようにする。雇用の供給計画といふものが日本の産業構造といふのを見中心に再編成するといふ最大のチャンスだと思います。絶好のチャンスですよ。これを活用すれば、労働省の権威といふものはうんと上がるのです。私は労働大臣がいまや重要な閣僚、副総理

格になるといふくらいままで小平さんのときに持つていいつてもらいたいと思うのです。どうですか。ス業に流れてしまつた。あとで日本の状態も各論——各論といふか、いま各論に入つておるのと、イギリスでは、結局製造部門といふのは生産の四割を輸出しておるので。サービス部門は八割しか輸出してない。だからイギリスのボンドを守つていくために、すなわちボンドを安定させて国際収支を安定させるためにはこうのことやらざるを得ない。結局ゴーストップ政策といふ保守党のとつておった政策から、イギリスの労働党的政策は人間を中心経済を立て直そうとしておるわけです。こういう形になつておるので藤山さんが小平さんのほうに三拜九拜して、ひとつこいつどころに何とか労働力を配置することのほうが国家全体から見ていいのじやないだろうか、そういう形の議論ができる方向に持つていか立することによつて、佐藤内閣も初めていわば人間尊重の政治ができ、社会開発の芽が出ることになるわけです。だから、そういう点をもう少し小平さん、がんばつてもらわなければいかぬですよ。全部有馬さんまかせ、そこらのあなたの後輩まかせではないかぬわけです。船は帆まかせ、帆は風まかせということではうまくいかないので。だから、いま調和といふいことばをつてきておるわけですから、一挙に経済計画を長期の雇用計画に從属させようとは私は言いませんが、少なくともまず対等くらいのものを言えるようにする。雇用の供給計画といふものが日本の産業構造といふのを見中心に再編成するといふ最大のチャンスだと思います。絶好のチャンスですよ。これを活用すれば、労働省の権威といふものはうんと上がるのです。私は労働大臣がいまや重要な閣僚、副総理

格になるといふくらいままで小平さんのときに持つていいつてもらいたいと思うのです。どうですか。ス業に流れてしまつた。あとで日本の状態も各論——各論といふか、いま各論に入つておるのと、イギリスでは、結局製造部門といふのは生産の四割を輸出しておるので。サービス部門は八割しか輸出してない。だからイギリスのボンドを守つていくために、すなわちボンドを安定させて国際収支を安定させるためにはこうのことやらざるを得ない。結局ゴーストップ政策といふ保守党のとつておった政策から、イギリスの労働党的政策は人間を中心経済を立て直そうとしておるわけです。こういう形になつておるので藤山さんが小平さんのほうに三拜九拜して、ひとつこいつどころに何とか労働力を配置することのほうが国家全体から見ていいのじやないだろうか、そういう形の議論ができる方向に持つていか立することによつて、佐藤内閣も初めていわば人間尊重の政治ができ、社会開発の芽が出ることになるわけです。だから、そういう点をもう少し小平さん、がんばつてもらわなければいかぬですよ。全部有馬さんまかせ、そこらのあなたの後輩まかせではないかぬわけです。船は帆まかせ、帆は風まかせということではうまくいかないので。だから、いま調和といふいことばをつてきておるわけですから、一挙に経済計画を長期の雇用計画に從属させようとは私は言いませんが、少なくともまず対等くらいのものを言えるようにする。雇用の供給計画といふものが日本の産業構造といふのを見中心に再編成するといふ最大のチャンスだと思います。絶好のチャンスですよ。これを活用すれば、労働省の権威といふものはうんと上がるのです。私は労働大臣がいまや重要な閣僚、副総理

これは権力でやれば可能かもしれません。しかし、それはなかなかできないことはこの前文にきちっと書いてあるわけです。職業選択の自由なり事業主の雇用の安定については自主性を尊重することと書いてあるわけですから、そうしますと、一体雇用対策の基本計画の中で、特定の職種ということも何かわからない。「特定の職種、中小規模の事業等に関する特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的・社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定めること」が明確であるわけです。それを雇用対策の基本計画で定めるわけですから、その具体的な内容は、特定の職種というものははどういうものであり、中小規模の事業に対して特別の配慮というものはこういふこととこういふことをやるんだということが明らかでなければならぬと思う。これは残念ながらあの方の説明の中にも何も書いていないのです。

**○有馬政府委員** 特定の職種につきましてはこれから具体的に雇用審議会の意見等も聞いて確定するわけでございますが、需要があつても希望者が非常に少ないというふうな職種は相当ございません。しかもそれが今後の経済発展上どうしても重要な職種であるというものは相当地ございます。そこで、その中から特定の職種に対する特別の配慮を考えまいりたい、かのように考えておるわけでございます。

**○滝井委員** たとえばどういうものですか、たつた一つでもあげてみたら。

**○有馬政府委員** たとえば鋳物工あるいはメック工、製かん工、こういった職種がその一例でござります。

**○滝井委員** たとえばどういうものですか、たつた一つでもあげてみたら。

**○有馬政府委員** たとえば鋳物工あるいはメック工、製かん工、こういった職種がその一例でござります。

この一例でございますが、これがなぜ逼迫するのかといふ原因はいろいろございますが、やはり技能を身につけさせるために必要な援護措置が欠けておる、あるいは訓練施設自体が不十分である、いろいろ原因があると思います。そしてまた、現に採用される場合には、賃金その他の労働条件が一企業の体質の改善なりあるいは福祉施設の充実なりということをかかって、労働条件を向上した上で労働力を確保する、要するに魅力ある職場になれば、労働力の確保はできないのじやないか、かのように考へるわけでございます。

**○滝井委員** 次は六項ですが、「労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるとともに、その概要について雇用審議会の意見を聞かなければならない」と、こうあるわけです。都道府県知事の意見というものがどういうようにして求めるかということです。御存じのとおり、現在の日本の人口の集中の状態というものは、太平洋ベルト地帯に、新しく増加する労働力のほとんど七割が八割が集中してしまいつつありますね。最近低開発地域の開発なりあるいは新産都市なりができることがあります。当然それらの当該県知事は、みずから地域の開発をやるために労働力の確保をしなければならない。しかし、いかにせん労働力の流れは、もう堤を切ったがごとく太平洋ベルト地帯に向かって流れしていく、こういう形があるわけです。したがって知事としては、雇用対策の基本計画をつくるときには、そういう流れに反対ですということになります。いまの郡なり市なり、太平洋ベルト地帯以外のところの人口の状態を見ますと、昭和三十五年の十月の国勢調査と四十年十月の国勢調査の状態を見たら、どこも減っています。農村部で二千から三千減っています。産炭地だったら二万から三万減っています。だから全部減りつつある。しかもそれは二十歳以上の有権者のところが減りつつあるわけです。いわば労働力人口です。だから

この一例でございますが、これがなぜ逼迫するのかといふ原因はいろいろございますが、やはり技能を身につけさせるために必要な援護措置が欠けておる、あるいは訓練施設自体が不十分である、いろいろ原因があると思います。そしてまた、現に採用される場合には、賃金その他の労働条件が一企業の体質の改善なりあるいは福祉施設の充実なりというふうにいたしましたわけですが、趣旨は労務統制においてがしてくることになるわけですね。ここを労務統制のにおいてをさせずに、それでは、その郷土にとどまらせるためにはどうするかということです。最近の農村からの出稼ぎ、農村から都市への流出の状態をさらにすると、これは私、ちょっと調べてみましたが、通勤が多いのです。やはり家を捨てていくことにはならぬのです。そこで通勤が多いということはどういうことになるかというと、経済が不況傾向になると、から最近は農村からの出稼ぎなり就職というのが減りつつあります。これは不況傾向で減りつてある、そういう面があるので、この府県知事の意見を求めるという求め方ですね、そしてもし県知事がそれは困ると言った場合に、労働大臣は一体どういう措置をとるのかということです。これは労働大臣がやる雇用計画というものは、日本経済という高い見地から、日本の経済計画とマッチしたものでやるわけです。それにマッチした、対等な雇用の基本計画をお立てになる。都道府県知事はやはりそれはきわめて地域的なものの考え方で立てる可能性があるわけです。もしそれを調和しようとしても、各都道府県における地域開発計画と、国の経済企画庁がつくるところの経済の計画とをマッチさせておかなければならぬことになります。過密の弊害も出てくる、こういったような流れに対し、やはり地方の開発計画を相当重視するような立場で雇用基本計画といふものを立てる、自然の流れに放置しておくならば、完工業地帯にとうとうとうとして流れてくる、この自然の流れに對して、やはり地方の開発計画を立てる必要があります。しかし現実には、供給県と需要県との間には立場の相違から非常に意見が違つてくらべつじつが合わない、こういう状態に相なりますので、この点は労働大臣としては全国的な視野に立って、中央と地方の両方の計画の調整をはかりていく、こういう考え方を持ったおるわけであります。しかし現実には、供給県と需要県との間には立場の相違から非常に意見が違つてくらべつじつが合わない、こういう状態に相なりますので、この点は労働大臣としては全国的な視野に立って、中央と地方の両方の計画の調整をはかりていく、こういう考え方を持ったおるわけであります。しかし現実には、供給県と需要県との間には立場の相違から非常に意見が違つてくらべつじつが合わない、こういう状態に相なりますので、この点は労働大臣としては全国的な視野に立って、中央と地方の両方の計画の調整をはかりていく、こういう考え方を持ったおるわけであります。しかし現実には、供給県と需要県との間には立場の相違から非常に意見が違つてくらべつじつが合わない、こういう状態に相なりますので、この点は労働大臣としては全国的な視野に立って、中央と地方の両方の計画の調整をはかりていく、こういう考え方を持ったおるわけであります。

**○滝井委員** ひとつぜひ高い立場から雇用の基本計画がうまくいくように、都道府県なり国の計画といふ二つのものにマッチした労働省の雇用の基本計画という、この三角関係は、仲たがいの三角関係ではなくして、きわめて友好な調和的な三角関係でなければならないわけです。そういうことが一体やされることになるのかどうかです。都道府県知事から五条です。労働大臣が「雇用対策基本

計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。」こうなつておるわけです。これは文部省もあるし、防衛省もあるし、経済企画庁もあるだろうし、通産省もあることになるわけですが、この閣議との関係というのはどういうようになるのですか。前に雇用対策の基本計画の案を作成をして閣議の決定を求めるのです。そうすると、閣議の決定を求める前に当然この資料を提出をして雇用対策の基本計画というものはつくられると思うのですが、一応その雇用計画の基本をおつくりになる場合は概要をその閣議でやつて、そして認めてもららう。各省の大臣の協力を得てきちつと内づけしたものを見議でやるというのじゃなくて、労働大臣がもう個別的に各省大臣と、行政機関の長といろいろ折衝して資料をもらつて、その上でつくつて出す、こういうことになるのですか。その場合に他の大臣が、たとえば経企画院なら経済企画院が、そんなおまえのやることはどうもおれの権限を侵す、そんなことはおれのほうでやるべきことだ、この法案をつくるときもありましたが、そういうよくなことは起りませんか。

○有馬政府委員 この法案を策定する過程においては若干そういう面もありましたけれども、最終的にこの法案ができる上がる段階においては関係の各省全面的に協力をしていたきました。したがつて、この第五条の要請の条項にありまする資料の提出等については、これは書かなくとも当然この程度のことは関係各省積極的に協力していただけるわけでございますが、問題は後段の問題でござりますが、問題は後段の問題でござりますが、問題は後段の問題でござりますが、私どもとしましてはこの基本計画の中における実施段階におけるアフターケアの問題でございますので、反論をすれば必要ないじやないかという意見も当然あるわけでござりますが、私どもとしましては、雇用基本計画に基

づいて雇用対策を強力に推進していくためにはこの要請権限を担保しておく必要があるという判断をすることがあります。前に雇用対策の基本計画が決定をされると、決してすれば各省大臣は当然連帯の責任を持て自分の所管の部面における雇用対策基本計画に入っている部面は実施しなければならぬのは当然だと思うのです。それを今度はわざわざ大臣がその部門について必要な要請をまたしなければならぬ、こういうところがどうも労働省の自主性、主体性というものが私は欠けているような感じがするのです。こういうことを一番おもに言わねばならぬところは文部省なり経済企画院なり通産省だと思います。そういうところに、やは

りまた、閣議で議めてそうして計画ができたにもかかわらず、今度はその計画を実施する場合に通産大臣の所管に属することについては通産省に行つて、頼みます、頼みます、こう言わなければなりません。どうおかしな感じがするのです。そうでしょう。通産省の資料をもらつてつくつてそれを閣議決定をされたら、それは佐藤内閣の施策として各大臣が協力してやるのは当然のことなんです。ところがそれをわざわざこういふことにして五条に載せなければならぬといふことはないけれども、何か労働施策というものが各省に従属をして自主独立の精神がなかつたような感じがするんです。なごりというか、尾間骨がここに残つておるという感じがするんです。そんなものはしなくても当然のことでしょう。

○有馬政府委員 私はさいぜんこの法案にファンがない、いわゆる推進しようとする勢力がついてこないというのそれがないからなんです。それで、こういう基本的な計画を立てたら、当面日本にお

けるこの法案を実施しなければならぬ部面は一体どこか。たとえばそれは石炭の労働者である、石炭離職者である、駐留軍の離職者である、あるいは林野に働いている労働者であるとかあるいは臨就とか日雇い労働者である、現実の臨時工である、社外工である、そういう人たちに対しても職業訓練をやつたらいままでよりか訓練手当を百円増額します、住宅もそういう人にはわれわれの政

府としては一年に五千戸ずつ五ヵ年間で二万五千戸つくつて優先的に差し上げますとかいうような施策をつくらなければいかぬわけです。それがあってこんなさいよ。この法案はそれらの労働者が推進力になる。それがないのです。いわば実

かよな意味でこの五条を規定したわけでござい

ます。それはばらばらとありますよ。ばらばらとありますけれども、実施計画がなければ、経済と対等になり、調和ができるからも

い。だから魅力がない。きわめて抽象的な、一般的な、経済と対等になり、調和ができるからも

されぬけれども、やはり各省に閣議決定しても協力を要請しなければうまくいかぬということになつてゐるから魅力がない。やはり私はここにそ

ういうものをつくるべきだと思うのです。いまそ

ういうものは石炭でやつておりますと言ふけれども、それはやっておつてもいいのです。二重になつてゐるから魅力がない。やはり私はつくるべきだと思う。石炭の離職者が今度は新しく合理化によつて三万出る。今度新しく出る三万の炭鉱離

職者については、これはどこどこに持つていって移動するというなら、その残りは今度は住宅は必ずつくる、そして訓練手当といふものは八百円やります、こういきわめて具体的なものをこの法

案に盛るべきだと思うのです。そうするとどういうものは、基本はあるけれども足がないのです。(手もない)と呼ぶ者あり)手もないと言つておるけれども……。だからそういう点で非常に問題です。

時間がないですから、そういう批評だけ加えておいて、もう一つ四章。四章十一條ですね。職業訓練の充実の中で十一條二項に「産業人として有能な技能労働者が養成され、及び確保されるよう

國らなければならない」。こういうのがあるわけです。現実に技能労働者が百八十万不足しております。そういうことはわかつておるわけです。それから

いま御説明になつたたよに製かん工とかメック工とかいうような人たちは、これはなり手がいませ

ん、こういう点は重点を置いて特別の職種として扱わなければならぬ。こうおっしゃるわけで

す。そうしますと、政府としては、百八十万の技

能労働者が現実に不足をしておるのだから、この

百八十万というものを二ヵ年なら二ヵ年、三ヵ年なら三ヵ年の計画できちつと実施しますという具體がここに出でこなければならぬ。それはおありになるのでしうね。

○和田(勝)政府委員 様 答えいたします。

一般の委員会でも申し上げましたように、昭和四十年二月の調査によりますと、大体百八十万、技能労働者が不足をしておる。そのうちの一番大きな数は、製造業百五十万ほどでござります。これにつきましては——技能労働者とここで言っておりますのは、生産現場で働きます者についての定義でございまして、必ずしも職業訓練あるいは学校教育だけで補充をしなくとも、オン・ザ・ジョブにおきましての訓練でできるものもあるわけでございます。それらの内容を逐一分析をいたしまして、それに応ずるようなものを立てるといふことでございますが、実はこれは毎年二月にやりまして、そのたびごとに一定の動きがございます。そういうために、訓練局としましては、かつてできました中期経済計画の際に、三十五年から四十三年までの間、大体新しく百十萬の職業訓練による技能労働者の確保が必要であるというような数字が中期経済計画のときにできましたので、それに順応いたしました計画を一応立てたわけでございます。しかし、その後におきまして、いま申しますように、百八十万あるいは百六十万という数字が毎年出てまいっておりますとともに、また新しく経済計画が立てられようというときでございまして、それらに順応をするために、今後におきます技術革新とか需要面からするものをさらに検討いたしまして、近き将来において新しい計画をつくらなければならぬ、こう思いましたて、ただいま事務的にも検討いたしておりますとともに、職業訓練行政全体につきまして、職業訓練審議会においてただいま総括部会を設けて鋭意検討されております。それらの検討とあわせて、今後いま申し上げましたような事情に応ずる訓練計画をつくつてまいりたい、かように考えておりまます。

○滝井委員 中期経済計画で三十四年から四十三

年まで百十万の不足であったのが、あれからずいぶん養成をしたはずですよ。養成をしたけれども、まだ百十万よりかさらに七十万多い百八十万の不足になつてきておる。ちょうど炭鉱の鉱害と

同じです。毎年毎年一生懸命に鉱害の復旧をやるけれども、何回計算してみたって、いつ聞いてみたって、八百億あります。ちつとも減らないといふのと同じことですね。これではやはり日本の經濟計画というのがうまくかないことになつちゃうわけです。そうでしょう。だから、結局、日本

の経済計画をうまくやろうとすれば、来年度の予算編成にあたっては、百八十万の技能労働者、これは二年もやればメックキ工や製かん工というのは一人前になりますからね。そうでしょう。そうすると、二年間で百八十万の技能労働者をつくるような方策をやっぱりやらねばいかぬわけです。それだけの予算をやっぱりやらなければ、経済計画に狂いが出るのだから、ここは大蔵大臣なり佐藤さんに向かって、小平さんが、百八十万の不足を二ヵ年でこれを一人前にするのだからその金を出せ、これをやらなければ、来年になつてごらんなさい。技能労働者の不足は二百万をこえますよ。そうすると、その面から中小企業といふものはだめになつてしまふ。技能労働者を中小企業は雇えませんよ。いま中小企業が一番ほしがつていなさい。だから、それを確保しようとなれば、やはり予算で養成してやらなければいかぬわけです。これがまた、きょうはやりませんが、後期中等教育と重要な関連が出てくるのです。だからそれが、もうことは百八十万になつておる。これで

はまるつきり百年河清を持つ、いつ水が清らかに

なるかわからぬ。どうも情けないな。

それでは、きょうはこれで、十一条までしか終

りませんでしたが、やめておきます。  
○田中委員長 次会は明八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時七分散会

昭和四十一年六月十四日印刷

昭和四十一年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局